

衆議院

大蔵委員會議録第四号

平成元年十一月二十二日(水曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 中西 啓介君

理事 衛藤征士郎君

理事 中村正三郎君

理事 村井 仁君

理事 森田 景一君

理事 愛知 和男君

理事 新井 将敬君

理事 江口 一雄君

理事 尾身 幸次君

理事 金子 一義君

理事 佐藤 静雄君

理事 葉梨 信行君

理事 山本 幸雄君

理事 野口 幸一君

理事 堀 昌雄君

理事 村山 喜一君

理事 平石磨作太郎君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

國稅庁直稅部長

委員外の出席者

法務省刑事局刑

事課長

通商産業省機械

情報産業局情報

処理システム開

発課長

大島 理森君

平沼 赳夫君

中村 正男君

安倍 基雄君

愛野 興一郎君

井出 正一君

遠藤 武彦君

太田 誠一郎君

小泉 純一郎君

杉山 憲夫君

二田 孝治君

沢田 広君

早川 勝君

武藤 山治君

橋本 文彦君

正森 成二君

橋本龍太郎君

高村 正彦君

小村 武君

大須 敏生君

土田 正顯君

福井 博夫君

松尾 邦弘君

瀨戸屋英雄君

工業技術院標準
部機械規格課長
吉田 藤夫君

運輸大臣官房國
有鐵道改革推進
課長 宮崎 達彦君

郵政省電氣通信
部業務課長 大辻 嘉郎君

郵政省電氣通信
部業務課長 有村 正意君

郵政省電氣通信
部業務課長 濱田 弘二君

郵政省電氣通信
部業務課長 林 桂一君

郵政省電氣通信
部業務課長 福井 俊彦君

郵政省電氣通信
部業務課長 桂一君

郵政省電氣通信
部業務課長 兵藤 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

郵政省電氣通信
部業務課長 廣治君

○中西委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、前払式証券の規制等に関する法律案
を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。橋本大蔵大臣。

前払式証券の規制等に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○橋本國務大臣 ただいま議題となりました前払
式証券の規制等に関する法律案につきまして、提
案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

前払式証券、なかんずくプリペイドカードは、
利便性に富む決済手段として、近年、種々の分野
で急速に普及し始めており、今後の一層の普及が
見込まれております。

このような状況に対応して、前払式証券の購入
者等の利益を一層保護するとともに、前払式証券
に係る信用の維持を図るためには、その法制度の
整備改善を図ることが緊要となっております。

したがって、昭和七年に制定された商品券
取締法の全部を改正することとし、ここに本法律
案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。

第一に、前払式証券の発行者につきまして、登
録制及び届け出制を設けるとともに、帳簿書類の
作成、保存等の義務を定めるなどの規定を設ける
こととしたしております。

第二に、発行者に対しまして、発行する前払式
証券に一定の事項を表示するよう義務づけること
をいたしております。

第三に、発行者が倒産した場合等における購入
者等の利益の保護を適切に図るため、前払式証券

に係る前受け金の保全措置である発行保証金の供
託につきまして、所要の規定の整備を行うことと
いたしております。

第四に、前払式証券発行協会についての規定を
設けることとしたしております。

以上が、前払式証券の規制等に関する法律案の
提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わしま
した。

○中西委員長 この際、参考人出頭要求に關する
件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行
理事福井俊彦君の出席を求め、意見を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認め、そのように決
しました。

○中西委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。中村正男君。

○中村(正男)委員 おはようございます。

このプリペイドカードにつきましては、近年発
行枚数、発行額が大変急速に増大をいたしてあり
まして、既に累計の発行枚数は五億枚を超えてお
ります。これからの情報化社会の進展等と相まち
ましてさらに発展をしていくと思うのですが、新
たなニュービジネスとしての期待があります。た
だ、反面、これの発展もある程度制約するような
既存のいろいろな制度もあることも事実でありま
す。さらにまた、カード社会化への疑問というも
の正直言っているのじやないかというふうに私

は思うわけでございまして、以下、具体的に幾つかお聞きをしたいと思います。

ただ、大蔵大臣が参議院の本院議に出られますので、最後にお聞きをしようと思っておったのですが、最初にお聞きをしておきます。

こういった形の紙幣にかわるものがほとんど社会の中で大きなウェイトを占めていく、いわゆる紙幣の発行は国だけが持っている権力であるわけですし、とりわけマネーサプライへの影響というものが今後どうなっていくのか、これが一つ基本的な問題ではないかと思ひます。それについての大臣のお考えをお聞かせ下さい。

それから一つは、先般パチンコ疑惑の問題で集中審議がございました。私は、きょうはその疑惑の問題に触れる気は毛頭ございませんが、ただ、あのやりとりの中で大変大きな懸念を持ったことがございました。それは警察庁の長官の答弁で、このカードがそういった業界に普及していくことについては、業界の健全な育成さらには業界の発展にとって好ましいことではないか、私はそのように受け取ったわけでございしますが、はて、自由経済のもとですら、すべての業界が発展することは日本にとって全体として必要だと思ひます。

ただ、社会的に見て、これ以上社会風俗的な面あるいは賭博行為的なこと等々が大手を振って社会でどんどん発展をしていくということは、私は、やはり好ましいことではないんじゃないだろうか、社会的に制約を受ける業界、そういうものにはこの種のカードの発行について何らかの制約をしてもいいんじゃないかというふうに思ひわけですが、この法律案を見る限り、横断的にそういった規制は出ておりません。結果的には、この法案が通りますと、関係各官庁が所管をしておる、例えばパチンコ業界であれば警察庁なり、あるいは競馬であれば農林水産省、また競輪であれば通産省、競艇は運輸省、それぞれがこのカードをもとに業界と話し合い、そういったものが導入されてくる懸念が十二分にあると思ひます。したがって、

て、大蔵大臣にすべての所管官庁に対する見解を聞くことについては妥当ではないと思ひますけれども、この発行元である大蔵大臣として、そういった社会的に制約を受けなければならない業界についてこのカードとの関係をどのようにお考えになつてゐるのか。この二つをお伺ひしたいと思ひます。

○橋本國務大臣 今大きく分けて二つの点についてお尋ねがございました。

一つ目の問題点、すなわちプリペイドカードの発行というものが金融市場に与える影響という点につきましましては、非常に微妙な問題も含みますので、事務当局のまとめましたペーパーをそのままに読み上げてお答えにかせさせていただきますと思ひます。

仮に、将来においてほとんど通貨と同様と言えるほどに汎用性の高いプリペイドカードが出現し、人々がこのカードを通貨と同様に認識するといった現象が生ずれば、このような通貨類似のカードが市中の実質的な流動性の一部を構成することになるといふのも理論的に考えられないことではない。

ただし、現状においては、既存のプリペイドカードは大部分が単一目的型であり、最近発行される加盟店や地域が限定されているので、これらのカードが通貨類似の流動性を有するに至る可能性はほとんどない。また、残高の面から見ても、発行残高が最も多いテレホンカードでも四千億円強、累積発行額であります四千億円強、他のカードを加えても恐らく数千億円の規模にすぎず、四百兆円を超えるマネーサプライの規模と比較すれば、仮に金融市場に何らかの影響があったとしてもほとんど無視し得る程度と考えられる。

第一点に対するお答えは、以上であります。また、第二点につきまして、プリペイドカードというものが非常に普及してきております理由というのはいくつかあるかと思ひます。一つは、利用者にとりましては、少額の現金を

携帯することが不要である、またプレミアムがつく、贈答用として使用しやすいなどというメリットもあると言われております。また発行者にとりましては、代金回収業務の合理化、代金回収のリスクのないこと、さらに顧客を固定できるなどのメリットがあると言われているわけでありまして、双方にとつていわば非常に便利な決済手段ということでありまして、それだけに私は、プリペイドカードというものはこれから先も次第次第に世の中に普及していくという趨勢にあることは間違いないと思ひます。ただ、これはそれぞれの業界あるいは業態、それによつて私は相当程度の制約も受けるであろうと思ひますし、同時にまた、利用される方々は御自身の意思においてどういう場合にプリペイドカードを利用するか、それによつてお求めになるものも違つてくるのであります。

○土田政府委員 二つの御質問でございしますが、前者の御質問は、いわゆる自家型発行者の届け出を要するライン、それはどの程度にするつもりかというお尋ねだったと存じます。

これにつきましては、具体的には政令で定めることとしておりまして、なお今後関係の業界の状況を見ながらいろいろ工夫してまいりたいと思ひますが、その趣旨は、いわば届け出の金額は前受け金保全措置が将来必要となる可能性のあるものを把握して購入者保護を効果あらしめようとする趣旨でございまして、今後いろいろ発行の実態、発行者の負担などを勘案いたしますが、一千万円の供託ラインよりも多少下の七百万円程度ではどうかと考えております。ただし、この点につきましてはなお政令の制定のときまでにいろいろと研究をしてまいりたいと存じます。

それから次のお尋ねは、いわゆる前払式証券、プリペイドカード等に記載する必要事項は何かというお話でございしますが、これは今回御提案申し上げております法案の第十二条に「前払式証券の表示事項」として書いてございします。そこでは「氏名、商号又は名称」とか「住所又は当該前払式証券の発行に係る営業所若しくは事務所の所在地」とか「当該前払式証券の証券金額等」それからさら

と定めるべきが至当であると考えております。

○中村(正男)委員 それじゃ大臣、どうぞ参議院の方へ結構ですら行つて下さい。

それじゃ、具体的な点について質問を続けていきます。時間が極めて限られておりますので、私も簡潔に質問いたしますから、答弁の方よろしくお願ひしたいと思います。

まず一つは、自家発行型のいわゆる発行の届け出、その場合に基準日未使用残高が一定額を超えることとなつたとき、こうありますが、その一定額とは具体的にどのようなことを指すのか、これが一つ。それから、表示事項の問題であります。このカードに記載をしなければならない範囲というのはどの程度の内容なのか。この二つ、まずお聞きをいたします。

○土田政府委員 二つの御質問でございしますが、前者の御質問は、いわゆる自家型発行者の届け出を要するライン、それはどの程度にするつもりかというお尋ねだったと存じます。

これにつきましては、具体的には政令で定めることとしておりまして、なお今後関係の業界の状況を見ながらいろいろ工夫してまいりたいと思ひますが、その趣旨は、いわば届け出の金額は前受け金保全措置が将来必要となる可能性のあるものを把握して購入者保護を効果あらしめようとする趣旨でございまして、今後いろいろ発行の実態、発行者の負担などを勘案いたしますが、一千万円の供託ラインよりも多少下の七百万円程度ではどうかと考えております。ただし、この点につきましてはなお政令の制定のときまでにいろいろと研究をしてまいりたいと存じます。

それから次のお尋ねは、いわゆる前払式証券、プリペイドカード等に記載する必要事項は何かというお話でございしますが、これは今回御提案申し上げております法案の第十二条に「前払式証券の表示事項」として書いてございします。そこでは「氏名、商号又は名称」とか「住所又は当該前払式証券の発行に係る営業所若しくは事務所の所在地」とか「当該前払式証券の証券金額等」それからさら

に、これは一定の場合でございますが、「使用する
ことのできる期間又は期限が設けられている場合
は、当該期間又は期限、そのようなものを考えて
おります次第でございます。」

○中村(正男)委員 次は、消費者保護の問題でござ
います。幾つか新聞でも報道されております
ように、カードの偽造だとかその行使、そういった
ことが新しい犯罪といえますか、こうした浮かび
上がってきたおそれがあるわけですが、こうした人為的な
犯罪行為、これについて何らかの管理体制という
ものを確立しなければならぬと思うのです。一つ
は、セキュリティ内容や機能についてその発行
主体が守秘義務を負うということ、それから機器
については完全管理を義務づけること、そういった
ことが必要ではないかと思ひます。通産省にお
聞きをしたいと思うのですが、それが第一点。

それからもう一つは、物理的な現象、いわゆる
カードの経年変化あるいは端末機器の事故や故
障、そういった面ではいわゆる耐久性と信頼性につ
いて何らかの規格を設ける必要があるのではない
か等々考えるわけでございますが、こうしたこと
につきましましていわゆる管理基準、そういうもの
の設定をどのように考えておられるのか、これを
ひとつお聞きをしたい。

それからもう一つは、そういったものも含めた
形ですべてのカード事業を営む人たちの指針と
もすべき安全対策基準といえますか、そういうもの
のが必要ではないかと思うのですが、通産省
の方にお聞きをしたいと思ひます。

○瀬戸屋説明員 お答えいたします。
第一点は、カードの偽造防止等セキュリティ
対策を徹底させるというために、カード発行者
カード端末機の取扱者等々に対する対策をどうさ
せるかという点でもあらうと存じます。

まず、プリペイドカードまたはこういったカー
ド関連機器の偽造、変造等による不正使用とい
うものにつきましては、第一義的には刑法犯として
対処すべき問題であらうというふうに考えており
ます。御指摘のカード及びカード端末機の取扱者

そういった方のいろいろ技術情報に関する守秘義
務というふうなものにつきましては、基本的には
カード及びカード端末機器の製造事業者、それか
らその使用者との間の契約関係によって手当てさ
れるべき問題であらうというふうに考えるわけで
ございます。通産省の商務流通審議官の私的懇談
会、カード社会への対応を考える研究会という
ところでいろいろ検討してまいりましたわけでござ
いますけれども、基本的にはプリペイドカードのセ
キュリティ対策といましては、カード及び
カード関連機器の技術的なセキュリティレベル
を向上させるということ、それからカード及び
カード関連機器の管理運営の適正化が必要である
ということが指摘されております。

先ほど申しましたように、一義的には発注側と
受注側との間で技術情報の流出が行われないよう
にカード及びカード関連機器の管理運営の適正化
が図られますように契約上の担保がとらるべき問
題であらうというふうに考えます。ただ、一部
メーカーにおきましては既に個別にその販売先
におきましてカード関連機器の管理を行っているとい
うふうな例も見受けられます。そのような実例も
十分に踏まえて、今後専門的な見地からの検討
を進めてまいりたいと思ひます。

次に、プリペイドカードはもとより磁気という
メディアを使用することから、その経年変化等に
よる劣化などがあるのではないかと、そのために管
理基準のようなものを設定する必要があるかとい
う御指摘でございますが、御指摘のようにプリペ
イドカードは、磁気の本質によりまして、経年的
変化によって磁気情報劣化したり、その処理が
ある程度不正確になるといふことは、長期的には
避けられない面もございまして、こういった
耐久性ですとか信頼性の欠如によりまして被害とい
うのは、カード及びカード端末機の提供事業者が
信用を失墜するというところで、提供事業者自身が
相当の損害をこうむるといふ性質のものでござい
ますので、まずは事業者におきまして自主的にそ
の対策が講じられるべき性格のものであらう。現

に、そのような工夫が各事業者においてとられて
おるといふように聞いております。しかしながら、
プリペイドカードに係る取引の安全性を確保し
て、事業者また消費者双方の保護の観点からは、
カードの通常の利用におきましてユーザー企業ま
た消費者に不都合が生じませんように、機器の性
能を一定期間一定水準以上に維持させることが必
要だということは認識しております。

こういったような観点から、磁性物によるカー
ド内の情報破壊をいかにして防ぐか、カード関連
機器の故障をいかにして自己診断するか、また故
障が起らないようなフェールセーフ機能という
のをどういうふうな確保するかというふうなカー
ド及びカード関連機器の耐久性、信頼性というも
のにつきまして、信頼に足る技術レベルというの
が一定水準に維持されますように、引き続きその
標準化による対応ということも含めまして対応策
を検討してまいりたいと考えております。

○中村(正男)委員 的確な対応をぜひこれは消費
者保護という立場で強くお願いをしておきます。
それから、法務省にお見えたいたしておきと思
ひますが、今申し上げたように既にそうした犯罪が
起っております。時間がございませぬので、そ
の犯罪の件数、それから一つには、東京地裁、千葉
地裁での異なる裁判所の判断が出ておりまして、
いさか混乱をしておると思ひます。今後のい
ゆるこのようにしたことに對してどういふふうな対応
を法務省としてしているかというところをお聞きの
か、ひとつその点をお願いいたします。

○松尾説明員 お答えいたします。
○尋ねの件につきましましては、変造有価証券交付
罪等で起訴した件数が大分ございまして、それで
第一審段階でその法的評価をめぐりまして議員御
指摘のようには見解が分かれております。東京地裁
におきましては有罪判決が十一件でございまして、
このうち七件が確定しております、二件が弁護
人が控訴中でございまして、なお、東京地裁におき
ましては無罪判決が一件出ております。これは検
察官控訴中ということでございます。そのほかに、

千葉地裁におきまして有罪判決が四件、このうち
一件が確定、一件が弁護人控訴中でございまして、
無罪判決がこども一件ございまして、検察官控訴
中というところでございまして、このように法的評価
が第一審の段階で分かれているわけでござい
ます。檢察といましては、この二件の無罪判決
につきましては現に承服できないということで控
訴していただいております。当面、法務省と
いたしまして、今後の裁判所の判断の帰趨を見
守るのが先決であらうかというふうに考えている
ところでございまして、

以上でございます。
○中村(正男)委員 これも新たな問題として社会
に提起をされております。我々はぜひひとつき
ちとした法解釈のもので徹底した取り締まり
をお願いをしておきたいと思ひます。
次に、発行主体者の問題について幾つかお聞き
をします。

第一点は、供託金の義務、これは二分の一とい
うことに規定をされておりますが、その理由をお
聞きをしたい。と同時に、むしろこれが以降ずつ
と発行残高がふえていくといふことを考えます
と、当初の二分の一というものはそれで果たしてい
いのかどうかという疑問があります。それを含め
てお聞きをしたい。

それから二つ目は、こういう発行主体者に対す
る社会的な信頼という面でその会社の、これは特
に第三者発行主体が対象にならうと思ひますが、
経営内容とか資産内容等々について情報開示を
義務づけるべきではないだろうかというふうに思
います。これが二つ目。

第三点は、これから業界は将来を見越して過
競争がかなり激化をしていくと思ひます。その
場合、当然このカードそれ自体にプレミアムをつ
けて、より顧客に対する接近を図っていくとい
うことが考えられるわけでございまして、こうした
ことが過熱をしていくと、逆にその経営母体が経
済的に問題が出てくるというふうな懸念もありま
すので、こうしたプレミアムに対する規制基準を

設ける必要があるのではないか、これが三つ目。

それから四項目は、退職金といひますか埋蔵金といひますか、これが相当期待をされる。発行主体者の側からは、これがねらいのそうした悪徳発覚防止の懸念がございます。一方では、発行主体者も出てくる懸念がございます。これは、この保有者の利益の保護という面から、出資法との関係もございしますが、換金の仕組みも必要ではないのかというふうに思うわけですが、それらについてのお答えをいただきたいと思います。

○土田政府委員 順次お答えを申し上げます。

まず第一のお尋ねは供託義務、これにつきましても未使用残高の二分の一としておるわけでございますが、その根拠についてのお尋ねでございます。この供託義務の比率についての考え方は、発行者にとって過度な負担にならないように配慮をしながら、かつ、あわせて消費者保護の充実を図るという観点から定められるべきものと考えております。そこで、実は今度の法律案は、現在行われております商品券取締法の全面改正という形でお願いをしておるわけでございますが、現在の商品券取締法におきましては、このような観点から二分の一と定められておりまして、今回の法案をお願いするに当たりまして、特別この比率を加重すべき特段の事情も現在まだ生じていないであろうと考えまして、この二分の一の供託義務の規定を継承するということが適切と考えたものでございます。

なお、あわせて申し上げますが、類似の他の消費者保護立法であります割賦販売法における前払式割賦販売や前払式特定取引におきましても、同様に前受け金の二分の一の供託義務を課しておるわけでございます。これが第一の問題でございます。

次に第二に、いわゆるカード発行会社の内容を開示すべきではないかという論点であると拝承したわけでございますが、この法案の対象となります前払式証券の発行者は、大企業のみならず中小商店のような小規模企業、さらに、ごく限られたものでございますが個人の企業も含みますので、

それらに對して一律にデイスクロージャー義務を課すということとはなかなか困難ではないかと考えるものでございます。むしろこの法案でとっております考え方は、一般の消費者を保護する目的からは、現在の商品券取締法にも規定されておるそれを引き継ぐわけでございますが、供託義務といった前受け金保全措置の方がより具体的に実効性がある適當な措置ではないかと考えておるわけでございます。この前受け金保全措置につきましては、これまでの供託義務にかえて、新たに銀行保証などの他の措置でもいいように手当てをしたかと考えておるわけでございますが、このような一連の規定によりまして、発行者の健全性を維持するための措置は一応十分に講じられるものと考えております。

なお、今後の問題につきましては、もちろん私どもも十分慎重にいろいろな面を考えてまいります。が、これまでのところ、極めて多額の商品券なりカードを発行した者は、例えばN T TとかJ Rとか百貨店とか、そういうような割合経営内容が開示されているものが多いという状況も頭の中に入れておるわけでございます。

第三の問題は、カードの発行、販売について競争が激化するであろう、それについて、特にプレミアムの問題についてこれが過熱化しないような基準を設けるか何か、その辺を考えてはどうかというお話であったと承知しております。プレミアムは、実態的にはカードで購入できる商品のいわば割引と申しますか、ディスカウントにすぎない販売方法の一形態でもございますので、プレミアムをつけること自体は必ずしも不健全であるとは考えておりません。ただ、プレミアムが余りにも高額でありまして、発行者の財産的能力から見ていかかかと思われるような場合ないしは消費者を惑わすような行き過ぎたような場合、これについては、もちろんそれぞれの業界を所管しておられます関係省庁においても適切に注視していただくものと考えておりますが、私どもも、消費者保護の観点から、必要に応じて関係省庁とも御相談の

上、適切に対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

それから第四のお尋ねでございますが、これはカードのいわゆる換金性の問題であろうと思います。それで、これにつきましては答弁を少し簡潔にさせていただきます。その中で出資法に立ち入りませんけれども、理由のいかんを問わずに発行者が換金に応ずる、そのような一般的な換金性を有するカードが発行されたり流通したりするような場合には、出資法などに抵触するおそれが出てまいるのでございますが、換金性が一般的なものでない限りは、そういう意味での法律上の問題は生じないものと考えております。

しからば、換金の問題について応ずべきかとか、
応じてはならないとか一律に定めることができる
かという問題でございしますが、これはプリペイド
カードについて用途、機能、使用実態、極めて多様
でございまして、現在の例えば商品券ないしは類
似的のそういう紙でできた券につきましても換金性
については、お断りしておるとかないしはつり銭
はお払いしませんとかいうような断り書きをいろ
いろつけておりまして、必ずしも一律一様ではござ
いません。そこで、各種のカードに共通の一律の
基準を行政として定めることは、必ずしも適当で
はないのではないかと考えております。結局、こ
れは基本的には、現在の紙の商品券なり図書券な
りいろいろのものがとつておりますような、決し
て共通してはおらないわけでございますが、それ
ぞれのカードの特質を踏まえて約款などにおいて
合理的で、明確な基準を示すことが望ましいであろ
うと思ひますので、これは今度御審議をお願いし
ております法案の中で、前払式証票発行協会とい
うような事業者の自主的な団体の活動を期待して
おるわけでございますが、そのような団体で検討
を行うことが適当ではないかと現在のところ考え
ておる次第でございします。

○中村(正男)委員 最後の換金の問題でござい
ますが、確かに商品券だとかあるいはそういった紙
としての一回一枚単位で使用するというのが原則

にしたものが流通しております。そのことといわゆるカードとはやはり仕組みにおいて違いがある。紙の場合は一枚単位一回というのが原則ですが、カードの場合は複数使用、度数使用というような形になるわけですから、何らかの形で換金もしくはそれに近い形で保有者の利益というものもを保護できるように、残っているけれどもわずかの金額しか残っていないからそのまま引き出しの中へ残ってしまうというふうなものができるだけ少なくなるような対応をぜひひとつ今後検討していただきたいと思います。

特に、通産省残っておられると思いますが、消費者が残高を一目でわかる、そういう仕組みは今のテレホンカードその他にはきちつとあるわけですが、一般的にこれから汎用カードとして広がっていく場合、そういうことをどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉田説明員　お答えさせていただきます。

現在、残高等の表示方式につきましては、カードにパンチ穴をあけまして残高の目安を表示する方法と、カード読み取り機に設けられましたデジタル表示機に使用可能金額、いわゆる残高を表示させる方法、こういった二つの方法を併用する例が非常に多く用いられております。このブリードカードの残高等の使用状況を確認する方法につきましては、導入されます業種とか業態といったものに応じましてそれぞれ望ましい方式が多様に考えられますが、現在検討の準備を進めております標準化の重要な課題の一つと考えております。そして、その場合にはまた、残高の表示につきましては偽造や改ざんが行われやすくないように、そのための方策についてもあわせて検討することが必要と考えております。

○中村(正男)委員 最後に、現行税法、また現行法との関係について三点お聞きをして終わりたいと思います。

第一点は、現在商品券の場合、五年たちますと未使用残高を利益に計上しなければならぬというふうになっております。カードの場合はどうな

るのか、これが一つ。

二つ目は、紙幣類似証券取締法との関係。結局、この汎用カードの場合は、いつでもどこでも、だれでも、何にでも、こういう可能性が極めて強い。今出回っている汎用カードの範囲では、例えば、賈ケ関ビルの中だと限定されておりますけれども、もっとこれが広域に、また異業種を含めてこれが拡大していく可能性は十二分にあると思うのです。その場合、この紙幣類似証券取締法との関係はどうなるのか。業界といいますが、ニュービジネスとしてこれから大きく発展していくためには、明治三十九年にできたようなこの法律でありまして、むしろ発動しない、ある程度それは大枠において、そういうもとで業界指導をやっている方がより広域にそれが利用されるのじやないかというふうに私は思います。これが二つ目。

それから三点目、自治省においていただいておりますが、商品切手発行税というのがございます。これは都市によって、たしか今十八都市でこれが実施されておまして、一%から四%、二、三、四、こういう区分になっておまして。都市を横断して、例えば京都と大阪の場合税率が違っております。四十キロぐらいしか離れておりませんから、当然一つのチェーンとしてのそういう業者も出てくると思います。そのときの商品切手発行税の扱いはどうなのか。三点お聞きしたいと思ひます。

○福井府委員 税法との関係につきましてお答え申し上げます。

御質問いただきましたのは、いわゆる未使用残の税法上の取り扱いということでございますが、これにつきましては、プリペイドカードにつきましても現在の商品券と全く同じでございます。すなわち、中三年置きまして五年目におきます未使用残があるということになりました場合に計上する、その五年目におきます収益に計上する、こういう取り扱いになっております。

○土田府委員 二番目に、紙幣類似証券取締法というもののとの関係につきましてお尋ねがあった

かと存じます。

御関心がございますように、紙幣類似証券取締法という法律がございますので、このカードの汎用性が高くなればなるほど、カード発行者の意図は何かといったしまして、それと無関係にいわば一般的な支払い手段として使用される、それで私人間に転々流通するに至るというような可能性を懸念される向きもあるかと思うわけでございます。

ここで、いわばプリペイドカード、殊に汎用性の高いプリペイドカードとこの紙幣類似証券取締法との関係につきましてどう考えるかという問題は、これはこの法案の背景となりました学者の方々からなる研究会でも議論をされたところでございます。その際に、一つの運用方針をいたしまして、使用場所が明確に限定されているようなカード、それから第二に暗証番号などにより使用可能な人間が特定されているようなカード、それから第三に一枚のカードで家計の消費活動のうち相当部分をカバーし得るまでの汎用性の程度には至らないようなカード、これは紙幣類似証券とはならないという目安を示したところでございます。

なお、現在の通貨秩序は極めて安定していると言つてよろしいかと思うのでございますが、この研究会で示されました目安も一つの判断であり、また仮にその目安に照らして問題がないとはいひ切れないカードがあった場合にも、それが一般的な支払い手段として流通する可能性がないようなものを根拠とする行政指導を行うというのではなく、むしろ当面、この法案でお願いしておりますような届け出とか登録などのような実態把握を容易にする手段も整備されるわけでございますから、そのような状況それから実際の流通状況を見守ることにしたというものが、この紙幣類似証券取締法の運用の立場でございまして。

○林説明員 御指摘の商品切手発行税について御説明申し上げます。

商品切手発行税は、地方税法上認められました法定外普通税の一つということでございまして、この法定外普通税と申しますのは、地方公共団体の固有の課税自主権と申しますか、それに基づきまして要件なり税率あるいは徴収方法を定め、これは条例で定めることになっております。

したがって、当該地方公共団体の議会の議決が必要でございますが、さらにあらかじめ自治大臣の許可を受けて設定することになっております。自治大臣は、その申請がありましたときには、当該市町村にその税収入を確保する税源があることとか、その税収を必要とする財政需要があることといったような一定の要件を充足する場合に、これを許可しなければいけないというよう仕組になっておるわけでございます。

それで、先生御指摘のように商品切手発行税は現在十八団体で課税されておるわけでございまして、二%の税率を採用しております。二%の税率が三%の税率が三団体、あと十三団体は四%の税率というようになっておまして、その差があるわけでございます。しかしながら、その税率が異なっている点につきましては、先ほど申し述べましたような法定外普通税といった性格を考えれば、そういう性格から生ずるものであると我々は考えておりまして、税の仕組としては特に問題はないと考えているところでございます。

あと、具体的にプリペイドカードにつきまして、これを課税するかしないかも含めましてその取り扱いにつきましては、プリペイドカードの個々の内容あるいはその利用の状況等を考えながら、商品切手発行税の対象となるかならないかも含めて、さらに課税団体であります個々の公共団体で判断をしていくというふうな制度になっておりますので、自治省といたしましては、そういう課税団体の意向を尊重しながら、的確に対処する必要があるのだからと考えているところでございまして。

○中村(正男)委員 終わります。
○中西委員長 早川勝君。

○早川委員 最初にプリペイドカードの問題について、既に中村委員が質問された、また答弁された部分もあるわけですが、重ねて伺いたいと思ひます。簡単に結構ですので、お答えいただきたいと思います。

一つは、今回の法案提出のいわば理由、それはこれからのカードの普及の見通しとの絡みで伺いたいと思ひます。ということは、先ほど大蔵大臣が、あえてカードの普及に対して中立的な立場で立法している、また大蔵省は対応している、こう答弁されたわけですが、確認の意味を含めまして伺いたいと思ひます。

○土田府委員 ただいま先生御指摘のように、私どもといたしましては、プリペイドカードについて、昭和五十七年でございますが、さまざまな分野で実用化が進められておるといふような状況、それからこのカードが便利な決済手段として今後さらに急速な普及が見込まれておるといふような状況にかんがみまして、このカードの進展に即した消費者保護、信用秩序維持のための仕組を設ける必要があるという御説明を申し上げてまいっておるわけでございます。

そこで、しかばそのプリペイドカードはどの程度普及すると見られるかという問題でございまして、これは予測の問題で非常に難しいのでございまして、まず主なカードの発行状況をとりあえず御披露申し上げますと、テレホンカードがやはりこれまで一番大きいわけでございまして、私どもが把握しております数字では、累計の発行枚数は約七億五千万枚、累計発行額が約四千四百億、そのうち未使用残高と思われるものが約二千五百億、それからいろいろな段階に至っております。それからオレンジカードにつきましましては、概数しか把握できておりませんが、累計の発行枚数は五千五百万枚、累計の発行額は千億程度であろうと見ております。

このように急速に普及した理由につきまして、これは先ほど答弁もございましたわけですが、

利用者、発行者にそれぞれのメリットがある、そして双方にとって便利な決済手段であることによるものと考えられるわけであります。

今後の普及の見通しにつきましては数量的に申し上げるのは難しいのですが、何分にも最近さまざまな業界ないしは地域の商店街などにおいて活発にカード化の企画、研究が行われております事実を顧みますと、やはり社会的な一つのキャッシュレス化の流れの中で、プリペイドカードはいわば便利な決済手段として日常の消費生活の中に定着していくものではないかと思われま

す。このような状況を踏まえてカード化の進展に即した消費者保護、信用秩序の維持のための仕組みを整備するというのが、今回のねらいでございます。そこで、そのような意味で、いわば金融システムとしての整備を図るといのが本法案のねらいでございます。それにつきまして、これは私からと申しますか、先ほど大蔵大臣が御答弁申し上げたことに尽きるわけでございますが、例えば個別の業種において行政としてカードの普及にどのような取り組みか、いろいろプラスの面、マイナスの面、御判断はあらうと思いますが、そういうような行政としての何らかの対応が必要である場合には、それぞれの業界の所管省庁において検討されるべき事項である。

例えば話で恐縮でございますが、会社が社債を発行するようなどときには商法や証券取引法の規定に従っていただきます。しかし、その会社の設備投資のあり方なり、それから社債を含む資金繰りのあり方について、何らかの観点から監督できる立場にある所管省庁がそれぞれのお立場から監督され、指導されること、それは私どもの方でやっておりますことと直接の関係はない、それと全く同じようなことでございまして、大蔵省として、特にカードの普及を奨励するという立場にもございませぬ。それから、カードの普及を妨げるという立場ももちろんありませんので、その点は一言で申せば、中立な立場であると申せると思う

わけでございます。

○早川委員 それで、先ほども出ましたけれども、実は供託金の問題に関して通産省の研究会がございまして、ことしの一月に報告が出ているわけですが、そこでは二つのことがこれから検討課題として指摘されているわけですね。これは業界の繁栄なりカードの促進という観点で出しているわけですが、その一つは供託金の比率の問題でして、二分の一は高いということですね。スタートしたばかりだから、三分の一ぐらいからスタートしてほしいなということが一点指摘されております。もう一点は、供託だけでなくて保証も考えてほしい、こういうことが書いてあるわけ

です。これらの点も、今回の法案では中立的な立場で対処したと言われているわけですが、保証がたしか今回では認められていないわけですね。そういうことを考えますと、完全に中立とは言えないんじゃないかなという感じも持つわけですが、この点について伺いたいと思います。

○土田政府委員 大蔵省の方からとりあえず御説明を申し上げますが、この二分の一の供託義務、これをどう考えるか。これは一面では前受け金の保全措置でございますので、消費者保護的な観点からいえば、二分の一ではなくてもっと引き上げるべきではないかという御議論もあるやに聞いておるところでございます。他方、ただいま御披露ございましたように、発行者にとつて二分の一は重過ぎる負担ではないかという御議論もあり得るかと思います。

その辺につきまして、最前ちよつと申し上げましたかどうか、現在の商品券取締法におきましても二分の一の供託を義務づけておりますので、これを基本的に承継したものであり、また類似他法令でございましてが割賦販売法におきましても、同様に前受け金については二分の一の供託義務を課しておるといふ点を参酌したわけでございます。それで、結局二分の一という数字につきましては、消費者保護の観点と発行者負担の観点の両面から

さまざまな御意見はありましようけれども、とにかく現在、もう多年の法制に基づいて二分の一の供託を行っておられる事業者が多数存在しておりますことからすれば、その発行者の負担として現状が重過ぎるということはないのではないかと思

うわけでございます。なお、関連して保証につきましてお尋ねがございましたが、現在設けられております制度は、供託一つでございます。供託は、国債その他一定の有価証券による供託が通常であろうと思うのでございまして、その場合、国債の利子などの運用収入は当然供託者に帰属することになるわけでございます。片一方で国債その他のお持ち合わせがないような場合、それから利回りその他の計算もいろいろあるかと思ひます。そのような場合の便宜を図るといふ観点から、供託にかえて金融機関などの保証によるということも認めるようにしたいと考えておりますので、その限りでは、確かに発行者にとつての自由度は改正前に比べ高まる。これをいわば促進的に考えていただくかどうかでございますが、これは私も一つの金融システムとして考えておまして、供託の目的とする前受け金保全措置の効果と同様の効果をねらう方法があれば、それはその方法をあわせて取り込んで、特別に促進というふうな意図でこの保証の規定を入れたというふうな考え方はしてはございませぬ。

○早川委員 そういった意味で、先ほど冒頭に中村委員も触れましたように、必ずしもカード社会がいいとするわけでは私もありません。とりわけプリペイドカードは日本特有のシステムだということをお伺いしますと、何か特異な現象なのかなというふうにも考えております。

それから、先ほどの大蔵大臣の答弁、日銀の福井さんはお聞きになりましたか。こういうプリペイドカードの普及と金融市場に及ぼす影響についてという質問に対する答弁ですが、普及しているのは四千億円ぐらいである、マネーサプライ四百

兆円の中では微々たるものだということで、今はそれほど検討あるいは考慮する必要はないということをおっしゃいました。もう一つは、その汎用性がまだまだ狭い範囲で、小さいということですね。これらの二点を指摘されて、それほどの影響はないだろう、こう言われましたが、日銀としてはいかがですか。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

基本的に大蔵大臣のお答えのとおりであると思ひます。私もプリペイドカード研究会の報告書などをよく読ませていただいておりますけれども、高度な汎用性を有するプリペイドカードということになりますと、通貨に性格が非常に似通ってくる。つまり、プリペイドカードというのは限りなく通貨に接近し得るノンマネーである、こういうふうな潜在的な性格を持っているものだろうと思ひます。したがって、非常に高度な汎用性を有するプリペイドカードが普及いたしますならば、若干頭の中の体操みたいで恐縮でございますけれども、やはり金融政策と関連を持ってくるというふうな考えます。

一つは、非常に単純な話でございますけれども、消費者が手元のお金をカードの発行会社に渡して仮に発行されたカードを受け取るということになりますと、もともとありましたお金が個人からカードの発行会社に移つて、このお金はまだ消えていないわけでございますが、一方新しく発行されて受け取ったカードは、物との交換がきくという意味で流動性のあるカード。したがって、世の中にそれだけ流動性がふえるという単純な事実が生じます。それだけではありませんで、もう一つ広い目で見ますと、そうした便利なカードというのが普及すればするほど、今度は個人はポケットの中に現金を持たなくなる、かわりにカードを持つようになる、こういうふうな考えま

というのはいつ現金で引き出されるかわからないという可能性を秘めているわけでございます。

したがって、現金で引き出された場合には、金融機関としては現金準備が十分あるかあるいは現金手当てができるか、その可能性をいつも頭に置きながら信用供与をしている。ところが、世の中全体で現金の使用比率が下がってまいりますと、そういう現金手当てができるかという懸念を少し薄くして金融機関は信用供与ができる。これは金融論の世界では、それだけ信用乗数が増えるという難しい言葉遣いで説明いたしますが、そういうふうな汎用性の高いプリペイドカードが普及いたしますれば、いわゆる信用乗数が増える金融の世界というのが実現してくる可能性があるわけでございます。したがって、そういうふうなことを考えますと、将来的にも汎用性の高いプリペイドカードが普及すれば、金融政策との関連では新たなアプローチが要するということが確かでございます。

ただ、現状に立脚して物を考えますと、先ほどから繰り返し御説明がございまして、現在普及しておりますプリペイドカードというのは、いわゆるテレホンカードとJ-REのオレンジカードというものが中心でありまして、あと若干出ておりますけれども、総量並びに汎用性両面からとらえてみますと、金融の世界に強いインパクトを与えるものになっていない。かつまた、当面の見通しとしても、すぐ目の前に汎用性の高いプリペイドカードが大きく普及してくる展望というのは必ずしもすぐには持てない、こういう状況にあるようでございます。安心して切っているわけではございませんが、今後のカードが実際にどの程度普及していくか、金融の世界に実体的にどのような影響を及ぼしてくるか、私どもも強い関心を持って見守りながら、金融面からの対応に邁進しないように期してまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○早川委員 この研究会の報告にも、これからの体制を、準備の意味でモニタリング体制などを整備しておくべきだというような指摘がございまして、それと、プリペイドカードとクレジットカードというのはいわば百八十度違うようなカードでありまして、クレジットカードが普及すれば恐らく消費が拡大するといふふうに考えますと、このプリペイドカードだと消費拡大なり消費経済の面でその逆になるのかな、そんな感じを持つのですけれども、この点についてはいかがお考えですか。

○福井参考人 クレジットカードの場合には、即新しい信用供与が行われるということがございまして、直結して考えますと、おっしゃる通りクレジットカードの方が消費促進的な性格を持っている可能性はあると思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、プリペイドカードの場合にも汎用性の高いものが非常に普及してまいりますと、世の中全体の流動性がともすれば高まりがち傾向にある。したがって、金融政策面での対応がその場合しつかりしていなければ結果的には同じことが起こりかねないという懸念はやはりあるわけでございますので、そうしたややマクロ的なアプローチでの慎重な対応ということとは欠かせないというふうに考えております。

○早川委員 プリペイドカードの問題については以上で終わらせていただきますが、この機会に、今お答えいただいたように、プリペイドカードの普及がいかによっては、また金融政策いかによっては、そういった過剰流動性なりインフレの懸念も当然一つの問題として検討課題に上がってくるわけですが、そういった意味で、今我が国においてとりわけ土地の問題が非常に重要な経済的な課題でもあるし、政治的な社会的な問題にもなっていると思っております。

そこで、土地融資規制について関連して伺いたいと思っております。

先月の二十七日に銀行局長名で、いわば土地関連融資の自衛について通達が出されております。ここ四年にわたって四回ほど出されているわけですが、これも、これまでの対応とその効果、そして

また今回の銀行局がやろうとしている融資規制の特徴について、あわせて伺いたいと思っております。

○土田政府委員 金融機関の土地関連融資につきまして、私どもはかねてから通達の発出とか特別ヒアリングの実施などを通じまして、いわば投機的な土地取引等に係る不適正な融資が厳に排除されるよう強力に指導してまいったところでございます。

これまでの経過というお話でございますが、銀行局長通達の初めのは昭和六十一年の四月十六日付であったかと思っております。ここで「いやしくも投機的な土地取引の助長等の社会的批判を招かないよう十分配慮する」というふうに要請を始めたのでございます。また、その基本線はその後逐次引き継がれておりまして、昭和六十一年十二月十九日付の通達もありますし、さらに昭和六十二年十月十九日付の通達も出しておるわけでございます。

このような指導の結果でございますが、全国銀行の、これは何を見るかということがなかなか難しいのでございますけれども、例えば不動産業向け貸出残高などをとりましても、その伸び率は昭和六十一年度ごろは対前年で二割台、三割台というような高率もあつたのでございますが、昭和六十二年度上期以降と申しますと、基調としてかなり大幅に減少してきているというふうに考えられるわけでございます。しかしながら、最近また地方都市を中心として地価の上昇が伝えられておるといふような地価動向などにかんがみまして、これは政府全体として強力に土地対策に取り組む一環であるというふうに承知しておりますが、国土庁におきましても、例えば国土利用計画法上の監視区域制度に係る指導を強化するというところで、これもたしか十月二十七日であったと思っておりますが、そういうような方針を定められましたものと

平仄を合わせまして、大蔵省におきましても指導の趣旨をさらに徹底させるという観点から、通達の発出を含む一連の措置を講じたところでございます。

この中身でございますが、まず第一に、銀行局長通達を発出したしまして、投機的な土地取引等に係る融資を厳に排除するという従来の通達の趣旨をさらに徹底させるとともに、いわゆるノンバンクたる貸金業者一般に対する金融機関の融資につきましても、その資金が投機的な土地取引等に利用されることがないように、資金使途について十分な審査を行うよう指導をするという旨を通達いたしました。

（委員長退席、衛藤委員長代理着席）

それから第二点は、地価の高騰地域などを主たる対象とした特別ヒアリングを実施するという方針を打ち出しました。それから第三点は、金融機関によるノンバンク融資の実態把握を目的とし、これは事務連絡でございまして、そういう通知も出してあります。それから第四点は、これは通宜、金融機関のノンバンク融資の実態についてヒアリングの実施をしてまいりたいという方針を打ち出してあります。それから第五点は、これは従来にも増して金融検査の活用を図りたいと考えております。それから第六点としまして、ノンバンクの不動産融資の適正化に関しまして、それぞれの関係の業界団体に自主的措置を講ぜられるよう、当局から通産省の御協力もありまして要請をいたしております。

以上のように、私どももいたしましては、現在考えられるあらゆる手段を尽くしまして、強力な指導を精力的に実施する方針をとっておるところでございます。今後ともこの投機的な土地取引等に係る融資が厳に排除されるように適切に指導してまいりたいと考えております。

○早川委員 不動産向けの融資、全国銀行で見ますと、確かに今局長が言われたように、六十一年、六十二年の当時から比べますと若干下がった、こう言われておりますけれども、建設業を含めまして考えてみますと、やはり高まっているわけですね。依然として六十一年、六十二年、そして六十三年、そして平成元年三月末ですと、不動産向けと建設業向けで全国銀行の貸出残高は二六・七％。

これは言うなれば、六十一年、六十二年当時よりは高いわけですね。そういった意味で今回の指導なりヒアリングなりを広げるのは当然だと思えますし、まだ決してそういった土地関連融資が下がったとは私などは考えられないわけであります。

今局長が言われたような、今回の通達の中で新しい方向を打ち出しているわけですが、簡単に結構なんです、伝えられているような方向をとるかどうかという意味で伺いたいです。例えば、行き過ぎた土地関連融資があった場合には事実関係の公表を検討するという記事を読んだことがあるわけですが、そういった事実関係の公表を大胆にやる意思があるかどうか、伺いたいです。

○土田政府委員 まず、前段のこの融資の伸び率そのものについてどの程度に評価するかという問題でございます。

これは、もちろん私もなかなかこの実態を計数的に把握することが困難でございますし、通常不動産向け、建設業向けというか、むしろ不動産業向けの融資の数字などを参考にしているわけでございます。ただ、ここでこれは多少その議論を蒸し返すようでございますけれども、この土地関連融資のすべてが問題であるということではございませんので、住宅とか民生活関連とかそういう内需拡大に必要な資金、その円滑な供給は、これは確保してまいる必要があるわけでございます。しかし他方、この投機的な土地取引等に係る不適切な融資は、これは厳しく排除するという必要があるわけでございます。

そこで、このようなところから見ますと、特定の統計の数量のみをもっていわば成績と申しますか、対策の成果を評価することはなかなか難しいように思われるわけでありまして、結局そこはきめの細かい特別ヒアリングとか金融検査というような個別のチェックが必要となるというふうに考えておるわけでございます。

それから、そのような意味で私も従来も特

別ヒアリングをしてまいりましたし、その効果に期待しておるわけでございますが、これは何分にも個別の融資案件にまで踏み込んだものでございますので、個々のケースの具体的な内容については、なかなかこれは信用の秩序の問題もありまして、従来から公表は差し控えていたというおわけでございます。ただ、このヒアリング結果の概要につきましては、これまでも必要に応じてある程度まとまった段階で明らかにしていたところでございますので、今度またさらにいろいろな工夫をもって特別ヒアリングを続行いたすわけでございますが、必要があれば、やがて適宜の段階でその概要を明らかにすることも検討したいと考えております。

○早川委員 日本銀行の澄田総裁が十月二十六日の記者会見で、地価上昇の問題について金融の当局としての見解を述べているわけですが、金融緩和が今日のこのような地価上昇を招いた主因なのか、副次的な原因なのかという問題があると思っております。最近のマネーサプライの状況についてどのように認識されているのかということをお願いしたいと思います。

マシーナルのkという話が従来からあるわけですが、六十年代から最近のM₂とCDの伸びと名目GNPの伸びを比べてみますと、非常にマネーサプライの方が高いですね。それは二倍とか何かいろいろ資料がございますけれども、そういった状況を見まして今どういう認識をされているのか、伺いたいと思います。

○横井参考人 お答えを申し上げます。

金融政策の運営に關しましては、ここ数年来、日本の経済を内需主導型の望ましい姿に転換させ、かつまたそれを定着させていくという大きな政策の流れの一環といたしまして、いわゆる金融緩和と政策を推進してまいりましたけれども、同時にこれは物価の安定を伴わなければ元も子もない、つまり物価の安定と両立し得る内需主導型の健全な経済発展、こういう意識のもとに政策運営をしてまいりましたわけでございます。したがいまし

て、金利の引き下げを中心とする金融緩和と政策推進の過程にありまして、私も私どももいたしましては、マネーサプライの水準が過大にならないようにということとは、常に最大のウェイトを置いて考慮に入れてきたというところでございます。

実際のマネーサプライ伸び率の推移は、やはり金融緩和が相当程度進行いたしましたために、実際の経済の成長速度との比較におきまして、かなり高過ぎるではないかというふうに疑問を持たれてまいりました。しかし、私も、マネーサプライの伸び率につきましては、今申し上げましたとおり、かなり細心の注意を持ってこれをウォッチし、かつコントロールしてまいりました結果、昨年の冒頭ぐらい、前年比伸び率で見ましてピークといたしまして、少しづつではございますが、しかし着実にマネーサプライの伸び率は下がってまいりました。ことしになりましてから御承知のとおり既に二回金利の引き上げ措置をとっておりますけれども、そうした措置の効果とも相まちまして、この春からはマネーサプライの伸び率は九割台に、ようやく一けた台に下がってきております。

これをもちまして、私もマネーサプライに對するコントロールが十分きいていっているというふうにはまだ申し上げられないと思っております。経済活動全般の水準から見ても、まだやや高過ぎる水準に位置しているかなというふうに見えておりますが、今後とも、先般実行いたしました第二回目の金利引き上げ措置の効果浸透などを見守りながら、引き続きマネーサプライ・コントロールにつきましましては厳しい姿勢で臨んでまいりたい、こういうところでございます。

○早川委員 もつと聞きたいことがあるわけですが、時間もございませんで指摘だけさせていただきます。

今月の十四日の夕刊、某紙の「経済気象台」というコラムがあります。そこで「逆説インフレ待望論」というタイトルがついているわけですが、いわば先ほど来触れましたように、不動産なり土地

関連の融資を金融機関がやるのは、結局そのバックに日銀があるのだから、もっと日銀自身がきちんと貸し出し等を含めてその増加額の引き締め等をやらないと、どうも一般の金融機関に向かつて自衛しろ自衛しろと言っても、肝心な日銀が押えないことにはどうしようもないではないかという皮肉な内容になっておりますことを、反論もあると思っております。私も、それも反面当たっているのではないかなという感想を私は持ちます。今もってマネーサプライが高いという認識を今指摘させていただきますので、ぜひ一層の御努力をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、まだ共済の法案が採決されていないわけですので、五割ばかり伺いまして、答弁をいただいて終わらせていただきたいと思います。

第一点は、提案理由については鉄道共済とたばこ共済のことが指摘されておりましたが、たばこ共済の今回の自助努力の内容とはどういうことだったのかということと、それに対する政府としての認識、評価ですね、どういったとらえ方をされているのかということですが、

それから、五十九年二月の閣議決定におきまして、公的年金制度の改革、とりわけその第四項に一元化に向かって取り組んでいくというのがあるわけですが、今回のこういうたばこ共済の措置は一元化の中でどういった位置づけをされているのかということをお願いしたいと思います。

それから第四番目になりますけれども、平成七年、一九九五年にいわゆる公的年金の一元化を図るということになっているわけですが、一元化のときにはどういった姿になっているのか、またそれに向けてこれから取り組んでいくプログラムというのがありますら、明らかにしていただきたいと思います。

それから、そういった意味で年金審議会等におきまして、小集団、たばこ共済もその小集団の一つになるわけですが、そういった取り扱いについて十分注意しろという答弁等も出てい

けてございまして、たばこ共済等の問題を含めまして検討の場を設置するような努力をしていただきたいと思いますけれども、そういったお考えがあるかどうか。

以上の点について一括して答弁をいただきますし、終わります。

○小村政府委員 お答え申し上げます。

まず、たばこ共済の自助努力の内容でございしますが、委員御承知のとおり、現行制度を放置いたしますと、平成二年から六年まで五年間平均で二百十億円の赤字になります。これに對しまして、今回百七十億円の自助努力をお願いしております。内容は、年金給付の見直しで三十億円でございます。例えば新規裁定で職域年金部分を廃止するとか、あるいは既裁定年金の職域部分のスライドを停止する、あるいは六十歳未満の退職年金支給の新規発生の廃止等々を繰り込んでおります。さらに、保険料率の引き上げによって五十億予定しておりますが、たばこ会社にも特別の負担をお願いいたしまして七十億円、その他運用収入で二十億円、合計百七十億円の自助努力をお願いいたしております。さらに、不足分の四十億円につきましては、今回各年金制度間で負担の調整をお願いしております。給付面におきまして、六十一年改正において各制度間の給付の統一が図られたわけでございまして、さらに一元化に向けて地ならしをしていくということで、今回負担面を調整を行っております。その関係上、たばこ共済は四十億円の受け手に回ります。したがって、二百十億円の財政措置がとられたということでございます。

こうした措置は、委員御指摘のように、五十九年に年金制度の一元化に向けて各制度の調整を図っていくという過程の一つでありまして、今回の制度間調整法もその一つとして、地ならしとして位置づけられているものでございます。今後平成七年に向けてさらにこの制度間調整法において負担の調整等の措置が順調に進みますと、各制度間におきまして、それぞれ歴史を持っており

ますが、旧公企体共済全体のバランスも考えながら、全体の一元化、七年に向けての検討がなされていくものというふうに理解しております。

○早川委員 では、終わります。

○衛藤委員長代理 森田景一君。

○森田(景)委員 今回提案されておりますプリペイドカード法案、先般のパチンコ疑惑で一躍有名になりました。きょう審議に入っているわけでございしますが、この法案の目的は消費者保護、こういう立場で買かれておるわけでございします。プリペイドカードは、今さら申し上げるまでもありませんけれども、前払いということが前提条件になっておりますから、したがって、この消費者保護というのが一番の大きな観点であろうと思ひます。この法案で消費者保護対策が十分であると考へていらつしやるのかどうか、また、自家型発行者あるいは第三者型発行者あるいは前払式証券発行協会、こういうものがいろいろあるようにございしますが、こういう問題もすべて消費者保護という観点から運営されるのであろう、このように思っておりますけれども、それも含まれてまず最初に答えをいただきたいと思ひます。

○土田政府委員 お答えを申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、このプリペイドカードというのは、あらかじめ消費者が代金を前払いしてカードを購入し、そして物品・サービスの提供を受ける際に代金決済に使用できるカードでございまして、この前払い性というのがやはりその特徴の最大のものでございします。この前払いというところで実は消費者はこの発行者に対して事実上信用を供与しておりますので、そこで既に信用を供与した消費者に対してどのような保護を図るかというのが、この中心的なシステムの仕組みになるわけでございします。

そこで、この法案では、その眼目は、前受け金の二分の一の供託義務を課するところにあるわけでございまして、この二分の一の供託という手法は、現在の商品券取締法、それから例えば通産省の割賦販売法と同じ仕組みでございします。そ

のほかに、いわばそれにつけ加えたいいろいろな手段といたしまして、従来、商品券取締法には明定されておりましたような登録制、届け出制を今度プリペイドカード法では新たに導入いたしましたほか、登録業者につきましては立入検査や業務改善命令など、経営の健全化のための監督規定も整備したいと考へておりますので、これらの道具がそろいますならば行政としてまず事前の対応が可能であると考へております。この供託及び業界の状況を把握するための一連の措置によりまして、消費者保護対策は十分に図られると考へておるものでございします。

なお、その点で協会につきましても若干のお尋ねがございましたが、このような供託、届け出、登録それから報告というような行政上の措置のほかに、行政が直接的に介入するよりも、むしろ発行者の自主的な団体による方がきめの細かい対応が可能であるような問題がございします。例えば、これは消費者からの苦情の解決などはそういうものだろうと思つてございします。それからさらに、役所ではなく民間の自主的な団体の場において対応を検討することがふさわしいような問題、例えば、約款の整備とかセキュリティの問題とか利用者に対する広報とか、そういう問題もございします。そのような問題につきましては、一種の自主規制団体を組織してこれにゆだねることが適当と考へられるわけでございします。

そこで、この法案におきましては、そのような自主規制等の果たす役割の重要性にかんがみまして、自主規制団体の法律上の位置づけを明確にするということで、前払式証券発行協会に関する規定を設けたいと考へておるところでございします。これらも通じまして、間接的な購入者等の利益の保護にも万全を期することとしたいと考へております。

○森田(景)委員 消費者の立場に立ちますと、一番困るのは、せっかくカードを買ったけれどもカードを発行した会社が倒産した、このときが大変困るわけでございします。

私も今までは、まあ浅学といひますが、大体プリペイドカードはNTTとかオレンジカードとかこういうもののしか知りませんでしたけれども、調べてみたら、大変たくさん今でも出ているわけですね。一番早いのがNTTのようございまして、これが八二年の十二月、通話料金の支払いというところで発行されました。鉄道関係もたくさん乗車券購入に発行されています。あるいは、バスも使っています。あるいは、日本道路公団も今使っております。あるいは、タクシー料金の支払いにも使っている。あるいは、クリーニング屋さんも使っているところがある。あるいは、娯楽とかその他大学でも使っているところがあるわけですね。スーパー、デパート等はもちろんのこと、飲食店、ガソリンスタンドあるいは清涼飲料、ファーストフードの購入、こういういろいろな形のプリペイドカードが発行されているわけでございします。

現在発行している会社はほとんど優秀な会社なんだらうと思つてすけれども、これから発行される会社、これはどういふ状況かわかりません。そのために信用ということが大変重要になるわけですが、その前に、せっかく信用してカードを購入しながら倒産してしまふ、これが一番困るわけでございしますが、こうしたリスク対策といひますか、こういう点についてはどのように考へていらつしやるでしょうか。

○土田政府委員 カード発行主体が倒産した場合というのが一番考へられる最悪の事態でございします。そのような事態を未然に防止するというようなことのために、やはりそれぞれの関係の省庁の方でその業界の動向を観察していただくということもあると思つてございしますが、この法案におきましては、現在ほどのようなカードが発行され、どのようなカードが出回っておるか、これは把握できない状況になっておることにかんがみまして、登録制それから届け出制、それを新たに導入したいと考へております。登録業者に対しては立入検査や業務改善命令など、いわば

経営健全化のための監督規定も整備したいと考えておるわけでございます。

それから、やはり中心は、これは商品券取締法の措置を引き継ぐわけでございますが、消費者からの前受け金の二分の一以上の供託を義務づけるという点にいたしまして、仮に発行者が倒産した場合にも、プリペイドカードの所有者はその供託金から優先弁済を受けることができる仕組みを維持しておるわけでございます。

この規制の態様がこれで十分であるかどうかという問題は、これはいわば消費者側の方の立場からの御見解もありませんし、それから、発行者側の御見解もありまして、いろいろ難しいところがございますが、この際は、従来長らく行われておりました未使用残高の二分の一の供託というものを基本的な骨組みとして消費者のこうむるリスクを軽減するという対策をとりたいと考えておるわけでございまして、当面これによりましてその消費者保護、それからあわせて信用秩序維持の目的は十分に達成されると考えております。

○森田(景)委員 消費者のリスクを最小限に抑える、こういう立場から考えますと、プリペイドカードの発行の額面、これは余り高額なものは発行しない方がいいだろう、こういうふうに言われているわけでございまして、なぜかといいますと、高額のカードが発行されますと過当競争も起こり得るという心配もあるわけです。

例えば、現在日本道路公団が発行しております自動車道用のハイウェイカードというのがありますけれども、これは一万円券で一万五百円分、それから三万円券では三万二千五百円分が使用できるようなっているようでございまして、こういうのが競争が多くなってきたと、使うそのときは消費者はいいいわけですが、トータルとして欠損が出て倒産だ、こういうことにもなりかねないわけですから、余り額面の高いいカードは発行しない方がいいのではないかと、このように消費者の立場からいいますと考えられるわけですが、この点についてはどのように考えていらつしやるのでしょうか。

○土田政府委員 このプリペイドカードのいわば額面について何らかの最高限度を制限するかどうかという問題も一つの重要な問題でございまして、ただ、この法案が対象としております前払式証券により給付を受けることができる物品なり役務の種類は実に多様でございまして、これにつきまして一律の最高額面額を法定することとは、なかなか困難でもあり適当でもないのではないかと考えております。

現在の発行の実態は、ただいま御披露もあつたわけでございまして、例えば少額のものというところとございましてビル券、これは六百七十円前後かと思つております。それから図書券、これは大体五百円でございます。このような小さなものもありまして他方で、例えばハイウェイカードは三万円、それから現実には九州のある方面で商店街カードを出しておりますが、これは十万円というふうなものがあるようでございまして、それから、デパートの商品券も十万円というものがございまして、そのように、物品・役務の種類に応じて証券の額面は実に多様でございまして、これを一律に限度を法定化することとは適当ではないのではないかと考えております。

しかしながら、従来に対する一つの前進といつたしまして、この法案によりまして証券金額等の種類についての報告を徴求することができまして、どのよう額面、どのような高額なカードを発行する業者があるかというところは私どもの方でその事実を把握し得る状況になります。それで、仮の問題でございまして、今後特に問題のあるような発行者が出現した場合に、これは関係各省庁と協議の上、適切な措置を行つてまいりたいと考えております。

○森田(景)委員 今、デパートで十万円という券が出ていとお話もありましたけれども、日本でも今まで一番信頼されている商品券というのはデパートの券だろと思うのです。それは、商品券を発行しているデパートの信用が非常に大きいわけですね。会社としても決算内容は毎年新聞にも報道しておりますし、十万円券という商品券を買つても心配ない、こういう大きな信用が根底にあるわけですね。

そういうことを考えますと、これから新しくプリペイドカードを発行する会社も、そのカード発行状況、あるいは会社の、会社になるだろうと思つていただいても、経理内容まで立ち入って発表できるかどうかわかりませんが、少なくともこのカードに関する部分について、こういうカード会社はこういう状況だという内容を消費者に開示できる方法を考えなければいけないのではないかと、思つておるわけですね。

○土田政府委員 いわゆるディスクロージャーの問題でございまして、この法案の対象となります前払式証券発行者は、ただいま御指摘のございましては、世間になじみのあるような大企業ばかりではございまして、中小商店のような小規模企業、さらには、自家型発行の場合には個人企業も出てくるわけでございまして、そのようなものまで含めたところで一律にディスクロージャー義務を課すことはなかなか困難ではないかと思つておるわけでございまして、むしろ、より実効性のある措置といつたしまして、一般の消費者を保護するという目的から、これは商品券取締法にも規定されておりますような供託義務というものを前受け金保全措置の方が実効があるのではないかと考えておるわけでございまして、加えて、この法案の一連の規定によりまして、発行者の健全性を維持するための措置は一応十分に講じられるものと考へておるわけでございまして。

なお、このディスクロージャーに関連して申し上げますならば、現在主として出回つており、なじみの深いような商品券、カードにつきましては、例えばNTTとかJRとか百貨店とか、そのようにに経理が公表されているようなものがほとんどで

あつたと思つてございまして、今後どのようになりましか、その点はどのような状況もあわせて注目してまいりたいと思つております。

○森田(景)委員 このプリペイドカードは先にお金を前払いしてありますから、カードで品物を買つた、その買った品物が不良品であつた、こういうときには代金を請求できるわけですね。

○土田政府委員 ただいまのお話はこのプリペイドカードとはどういふものかということにも関連するわけでございまして、物品・サービスの提供を受ける際に代金決済に使用できるといふことで、その限りでは、現金を払つて物品・サービスの提供を受けた、物を買つたと同じこととございまして。

その物品に瑕疵があつた云々というときには、これはプリペイドカード固有の問題とも考えられませんが、一般的な商取引の方のトラブル解決の方法によつていただくということとしかないのでないかと考えております。

○森田(景)委員 その辺のところは非常に心配な状況の取引ということが常識ですから、瑕疵があつたというのは常識外なんです。常識外の商行為があつたというときにどうするかという、この辺のところもきちんとしておかないと、これからカードがますます普及されるに従つてトラブルも多くなるのじゃないだろうかと思つておるのです。だから、簡単に瑕疵のあつた品物を瑕疵のない品物に交換するとか、交換できないものについては、それではこれは現金で返してもらわなければだめだ、こういう問題も当然予想されると思つておるのです。そういうことはどうなんですか、考えていませんか。

ラブルを解決していただくということであろうかと思ひます。このカードが導入されることによつて特別に状況が変わるということではないように思ふのでございますが、ただ、私はその方面の専門家でございませんで、答弁不十分で、その点は申しわけなく思つております。

○森田(愚)委員 要するに、現金で買ったときには話は簡単なんです。現金ですから、これはもうだめだということなら現金を返してもらえばいいわけです。カードというのはお金を先に払つてあるわけです。だから、それは金券と同じ性質のもので、そこから、そこで現金と同じように当事者で話をすればいいのだという答弁なんですけれども、当事者は、カードですから現金で返せませんとなつたら、本当に将来こういうトラブルが多くなると思ひます。

専門家でないからわからないと言ふのだけれども、それじゃだれが専門家なのか、専門家にひとつ答えてもらいたいと思ひます。

○土田政府委員 恐れ入ります。私が専門家でないと申し上げたのは、一般的な商取引のトラブル云々というところまでは十分存じませんで、そういうお答えを申し上げたわけでございますが、今のお話は、カードでは先にお金を払つてあるということでございますけれども、その金を払つてあるのは発行行、カード会社でございます。それは現象的には自家型発行の場合には物品やサービスの提供者と一致する場合がほとんどでございますが、第三者型発行になりますとカードの発行行と役務の提供者とは別人格に相なりますので、このプリペイドカード法で主として規制、監督を加える対象は、カードの発行会社、発行行でございます。

それで、この役務提供者と買主との関係につきましましては、これは一般的な関係で返品ないしは返金というようなやりとりをしていただくということであらうかと思つております。

ただ、この問題につきましまして、もしそのような実際のトラブルが多発するということになれば、

これは決して望ましくないのをごいしますが、もしそのようなことになりましたらば、今度の法案でお願いしております前払式証券発行協会あたりでその苦情の解決というものの一環として取り上げてもらうことはあり得るものと思つております。

○森田(愚)委員 協会の方にその処理を任せるということなんですが、これと似たような問題が現実には起こつておるのです。というのは、クレジットという仕組みですね。あれは第三者が商品を買つたお店の方にお金を渡します。そして、買った人、消費者の方はクレジット会社にお金を払つていくわけです。ところが、売買した当事者、お店と消費者の間でこういう品物の瑕疵をめぐつていろいろなトラブルが起こりまして、そのときお店と交渉しても、うちはもう関係ありません、クレジットの発行会社が責任を持つのだ、だからそつちと交渉してください、こういう話になりまして、品物を一つ買ったために、クレジット会社と何回も何回も行ったり来たり、電話のやりとりをしたり、大変な苦勞をしておるのが現実にあるわけです。それと同じようなことがここにも起こるのじゃないだろうかという心配なのです。

だから、今、よくわかつていないということですから、検討していただきまして、また、こういうカードがたくさんできて、そういうトラブルがたくさん起こつたら協会の方で処理してもらうんだ、こういうことだったら大変なことになりますし、消費者保護にならなくなる心配があるので、その辺のところをよく検討していただきたいと思ひます。

(衛藤委員長代理退席、委員長着席)

それから、心配なのは、社会には悪人はいない、こういうことで我々は生活しているのだと思ふのですけれども、そういう我々の良心を裏切る業者が時々出るわけです。いわゆる悪徳業者というわけです。この悪徳業者の参入をどう防ぐか。非常に難しい問題かもしれないけれども、そういう

うことについてはこの法案では想定していません。

○土田政府委員 この法案で特に具体的にこの関係の規定を設けておりますものは、これは殊に今後汎用性が大きく広がるものが想定されますところの第三者型発行行についての仕組みでございます。

これにつきましては、登録という、届け出よりも重い手続をとつておるわけでございますが、その登録に関係いたしますところは、登録を拒否できる理由というふうなものとして一定の規定を設けておるわけでございます。これは法律案の第九条に出てまいるわけでございますけれども、例えば登録対象の法人に係るものの役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人、つまりその役員に欠格要件を定めるとか、それから、「証券の発行の業務を適確に遂行するに足る財産的基礎を有しない法人」、これも登録の拒否要件の中に掲げておるとかいうようなこととございまして、このようなことで登録業者をスクリーンするということとは可能でございます。

また、その後実際に営業に当たりまして好ましくないような行動が出てまいりましたときには、業務改善命令のようなものも出し得るという規定を設けておるところでございます。

○森田(愚)委員 悪徳業者を締め出すというのはなかなか法律でつくるのは難しいのです。今、局長が言われた内容は、ほかのいろいろな法律にも出てくるわけですが、現実には悪徳業者と云うのは後を絶たないわけです。そういう難しさがあるわけですが、悪徳業者が参入するということとは、やはりこれから拡大されるであろうプリペイドカードの利用ということに大きな支障を来すことになるわけでございますので、十分な対応を、これはお願いするしかないと思ひますね、お願いしておきたいと思ひます。

それで、このプリペイドカードの利用に関する問題でありますけれども、幾つか考えられるわけ

一つは、プリペイドカード利用が強制される危険の回避、これはちよつとややこしいかもしれませんけれども、お店でならば、そこで店員さんがいましていろいろとやりとりがりますからそう紛争は起こらないと思ひますけれども、自動販売機等で買つ場合には、現金とプリペイドカードが両方使えるような機械をつくつてもらわないと利用するためにはプリペイドカードを買わなくてはならない、要するに強制される形になるわけでありませう。意味わかりませう。そういうのはやはり、さつきも銀行局長が言つておられましたけれども、日本の通貨というものが商品の売買で使えなければ通貨の意味がなくなるわけですから、その辺の対応というのもしきんとする必要があるのじゃないかと思ふわけです。

こんなことをなぜ言ふかといひますと、NTTの方では公衆電話機が置いてありますが、最近ではカードだけしか使えない電話機が置いてあるわけです。その近所に現金も使える機械が幾つもあるというならば問題ありませんけれども、プリペイドカードだけしか使えない。これは、言つてみればカードの購入を消費者が強要されるということになってくると思ふのです。

そういうことで、ちよつと答弁の前に、NTTさんが見えなくなつておると思ひますので、カードだけしか使えない公衆電話、そういうのは今のくらの設置されていて、トータルした公衆電話のうちの何%ぐらいあるのか、その辺のところはわかりましたらお知らせいただきたい。

○濱田説明員 先生御指摘の点でございますけれども、やはりカードと硬貨が同時に使えるというのが一番便利でございますので、NTTでも、現在カード公衆電話が四十万ほどございますけれども、このうちの八割強の大宗は両方が使えるというものでございます。あと一〇%程度が、カードをお持ちの方はどうしてもカード専用のものをやはり置いてほしいという要望もございまして、できるだけカードと硬貨が同時に使えるという公衆電話機があるそばを原則としてカード専用機も

少し置かせていただく、そういう方針で臨んでおるところでございます。

○森田(景)委員 こういう現状です。これは電話だけですけれども、さっき申し上げましたようにとにかくいろいろな商品に使われるということになると思いますが、その辺のところはどういうふうな指導されるつもりですか。

○中西委員長 どなたがお答えになりますかな。森田先生、どなたに……

○森田(景)委員 今のは、NTTはこういう例があるということですから、これからいろいろな商品にカードが使われていく、自動販売機も、現在もたくさん使われておりますけれども、今はほとんどキャッシュですが、さっきの例の中ではカードを使うのもあるわけですね。そういう場合にはやはり両方使えるように指導しなければいけないんじゃないですか、そういうことです。

○土田政府委員 私どものこの法律に關係する立場から申します限りでは、これはや原則論でございますけれども、プリペイドカードの利用はあくまでも消費者の自由な選択に任されるべきものでありまして、その利用を強制するような事態にならないように、關係の所管の官庁の御参加も得て適切に対応することが必要であると考えております。

ただ、現状につきまして私は必ずしもつまびらかではございませんけれども、まだカード専門機の数はいくつか少ないようでございますし、現金機と共用しない現金機と近い場所にあるものが多いように思いますが、御指摘のような問題が広がってまいりますならば、私どもの方からも關係省に相談をいたしたいと存じます。

○森田(景)委員 それから、カードには有効期限というものをいれる考えはあるのかないのか。これは入れるべきではないという考えに私は立っております。

時間を節約する意味でもう少しお聞きします。さっきもちょっと商品の瑕疵の問題で話が出ましたけれども、カードの換金性、これも考える必

要があるんじゃないだろうか、こう思っているのです。というのは、今、一般家庭の通話料を払うときにテレホンカードで払うことができるような仕組みになっているのです。これは非常に便利だと思っております。その辺のところはどういうふうに考えていらっしゃるのか。まとめてひとつお願いします。

○土田政府委員 有効期限の問題についてまず御説明申し上げます。

現在、まだ予備的な段階にあるものも含めまして、発行されておりますプリペイドカードに有効期限を明示してないものもございます。それで、有効期限を明示してないものもございまして、いざいざ使いたしたとしてもこの両方を並行しながら認めていくしかないのではないかと考えております。それから、有効期限を券面に表示しておりますけれども、例えば一定の期間内に開示されます。催し物に使えるようなカードというものであれば、その催し物そのものが期限つきでございますので、それが終わるとそのカードを使用できないという問題を生ずることはあり得るわけでございます。結局、そのような有効期限のあるもの、ないもの、両方の事態を想定して、基本的には購入される方々で、カードにちゃんと表示してあるわけでございまして、カードにちゃんとした表示があるわけでございまして、期限内にお使いになることを前提としてカードを買っていただいているものというふうに考えられます。

ただ、この法律におきましては、カードに使用期間を定める場合には、その周知徹底を図る観点からカードに有効期限を明示することを義務づけておりまして、利用者がそれを十分認識して購入するかどうかの判断を行えるようにしてあるところでございます。

なお、後段のお尋ねはむしろ換金性の問題でございますが、これにつきましては、出資法その他の問題がございまして、一般的な換金性は認めることは難しいと思っておりますが、やむを得ない理由がある場合に、カードの目的の範囲を逸脱しな

い限りにおいて換金性を認めるということは否定するものではございませんので、発行者の方の約款におきまして、使用期間経過後に換金することができる旨の条項を入れることは可能であると考えております。

○濱田説明員 テレホンカードの關係につきまして、先生御指摘のようにまだ始まって間もないわけでございますが、先月、十月三十日から、ダイヤル通話料の支払いに充当できる制度をNTTの方でつくっておるところでございます。

○森田(景)委員 次は、技術面のことについてお尋ねしたいと思っております。

現在、銀行の自動支払い機が故障で動かなくなるといふ新聞報道がたびたびあるわけでございまして。この機械を、どういう機械なのか私わかりませんけれども、關係のお店はみんな置くんだろうと思うのです。これはカードの発行会社ごとにも機械が要るのか、あるいは一台の機械を置けばいろいろな団体の発行したのがみんな使えるのか、その辺のところはどうなるのか。難しい話かもしれないけれども、まず最初にその辺のところ、これはどこが担当か、通産省が技術面を担当しているというわけでございまして、通産省の方でわかりますか。

○瀬戸屋説明員 御質問は、プリペイドカードの読み取り機器の信頼性という問題であらうかと存じます。

プリペイドカードそのものが磁気による記録とすることを使用しておりますので、読み取り機が故障いたしますと、プリペイドカード自体が破損してしまふということもあるわけでございまして。

ただ、こういった問題が生じますと、これは消費者が不便をこうむるのはもちろんでございますけれども、機械の提供者自身が信用の失墜をするということ、プリペイドカードの発行者、また、使用者自身が信用を損なうことになるわけでございまして、基本的には事業者において自主的にその対策が講じられるという性格のものであらうと存じます。

しかしながら、もちろん、プリペイドカードに係る取引の安全性を確保し消費者の保護を図るといふ観点からは、通常の利用におきましてユーザー企業、消費者に不都合が生じないように、機器の性能が一定期間一定水準以上に維持されることが必要であるというところは認識しておるところでございます。現在、標準化による対応を含めまして、いろいろな技術的な問題点等も整備しながら対応策を検討してまいっているところでございます。

○森田(景)委員 時間の關係で質問を重ねてお聞きしますから、お願いします。

カードの残価値といいますが、要するに幾ら残っているかを消費者がいつでも確認できるような仕組みはできるのかどうか。それから、利用内容が確認できる方法というのはできるのか。

これはどういふことかといいますが、例えばNTTさんは回数で、オレンジカードですと区間で金額が残る、こんなふうになっているわけですね。あれは、電話をかければわかるし、J・Rの方は乗った区間で明確になるわけですね。ややこしい話ですけれども、そういう利用の内容が確認できる方法、あるいはカードが破損した場合の安全措置、そういった対策は通産省の方ではどのように考えていらっしゃるのですか。

○吉田説明員 ただいま三点御質問ございましたけれども、最初の二点については私の方から御説明し、最後の一点については別途瀬戸屋課長の方から御報告いたします。

まず一番目の御質問、消費者がいつでも確認できる方策はないかということでございますが、現在、プリペイドカードの残高などの表示方式につきましては、カードにパンチ穴をあけて残高の目安を表示する方法、それから、カードリーダー、カード読み取り機に設けられましたディスプレイ表示機に使用可能金額、残高のことですが、これを表示させる方法、この二つを併用する例が非常に多く用いられております。

プリペイドカードの残高、使用状況を確認する

方法につきましては、導入されます業種とか業態に応じてそれぞれ望ましい方式が多様に考えられますので、現在検討の準備を進めております標準化の重要な課題の一つというふうに考えております。なお、その場合、残高表示について偽造とか改ざんが行われやすくないように、そのための方策などにつきましてあわせて確認することが必要と考えております。

二番目の御質問、利用内容が確認できる方法とはということでございますが、利用内容の明細を確認するためには、カード自体の記録容量を大きくいたしまして明細情報を書き込めるようにするとか、または、カードの表面に物を買った都度に必要事項が印刷できるようにしていく、そういう方法が本来いいわけでございますけれども、いすれにしても、これは記録容量の大きなカードが生産されるような技術開発が今後どのように推進されるか、そういった度合いによるかと思っております。

また、プリペイドカードにおける利用内容の確認についての消費者のニーズと、それから事業者にとつてのコストの負担増との関係において決定される問題であるというふうに考えております。

○瀬戸屋説明員 カードの破損という場合には、もちろん物理的に切断されるということがございますけれども、磁気的情報が破損されることによつて使用できなくなることについての御質問ということでお答えさせていただきたいと思っております。

磁気的情報が破損されるというケースといったしましては、一つは、強い磁石のようなものに触れた場合に内容が変化してしまう、また、時間がたつことによりまして磁気情報が悪化する、また、最後には読み取り機が故障しているために誤った数値情報を吹き込まれるというケースがございます。

ただ、いずれにしましても、こういったことを防止する基本的な責任というのはカード及びカード端末機器の提供事業者にあるわけでございますので、現に各事業者におきましては、例えば磁石に

当たつてもその内容が壊れないように強い磁気を持ったカードを製造するとか、または誤った使い方がされないようにカード端末機器にいわゆるフェールセーフ機能を設けるというふうな対応をしているというふうに聞いております。

しかしながら、通産省としましては、こういったカード及び関連機器の耐久性、信頼性ということにつきましまして、このような技術レベルというものが一定水準に維持されますように、引き続き標準化による対応も含めまして対応策を検討してまいりたいというふうに存じております。

○森田(景)委員 変造という問題は、今テレホンカードとオレンジカードが新聞に出ておりますが、テレホンカードでは何回か五十回使用できるカードを変造して千回ぐらい使えるようにするとか、そういうふうな、簡単にさうか知りませんが、変造できるなどという報道がありましたけれども、この変造防止対策はできたのですか。ちよつと予定外で……。NTTさんですか。

○濱田説明員 テレホンカードの場合でございますが、これは公衆電話機のセキュリティの関係でございますので詳細な回答は差し控えていただきたいと思いますけれども、NTTの方で所要の措置を漸次講じておるところでございます。

○森田(景)委員 ここで、NTTさんのカードの発行状況と、それから、使われないで死蔵とかあるいはコレクションで集めている、そういうことのでかかなりの未使用金額があるというふうに言われていますが、そういう現状をお知らせいただきたいと思ひます。

○有村説明員 お答えいたします。NTTのテレホンカードは昭和五十七年から発行されておまして、最近の、昭和六十三年年度の発行枚数は約二億五千六百万枚というふうになっております。過去の累積で申し上げますと、約七億五百万枚ということになっておるところでございます。

テレホンカードにつきましては、発行いたしまして実際に使われているものと使われていないもの

のがあるわけでございますけれども、その経理につきましましては、その年度の売上額のうち実際のその年度に使用された分につきまして、収益として計上しております。

そこで、そこに売上額と収益額、つまり使用額の差額が生ずるわけでございます。未使用額でございますけれども、これは一たん前受け金として経理をいたしまして、四年目に収益として計上をすることになっております。その前受け金のこれまでの累計というのは約二千五百億円ぐらいになつておるところでございます。

ただ、未使用と申しましてもいろいろな形の未使用があるわけでございます。一部コレクションの対象というふうになつていくものもあるかも知れませんが、具体的な、どの程度、どのような状態で未使用になつていくかということについては、NTTとしても把握しておらないわけでございます。先ほど申し上げましたように、テレホンカードでの支払いが認められたとか、あるいはカード公衆電話が大体半分ぐらいにふえておりますとか、そういったこともございまして、未使用というものは減つていくのではないかとNTTの方でも見ておるところでございます。

○森田(景)委員 オレンジカードの方はいかがでしょうか、運輸省。

○大辻説明員 JR六社の昭和六十三年年度におきますオレンジカードの発売総額が約四百億円でございます。同期末、つまり六十三年年度末現在の未利用の残高が百九十六億円という状況でございます。

○森田(景)委員 今のところNTTとかあるいはオレンジカードとか、こういう状況でございますが、これがプリペイドカード法案が成立しまして多数の会社が参入する、そして、今までのような状況になるかならないか予想ができませんけれども、仮にこういう状況が出てきた場合、その運用益とか退職金といったものは消費者に還元しなければいけないのじゃないか、こう思うわけでございますが、最後にこの消費者還元という問題につ

いて答弁をいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○土田政府委員 退職金それから運用益、そういうようなものの取り扱いについてのお尋ねでございますが、私どもの方では、一般論的な御説明にはなりますけれども、カードの退職金につきましては、これは利用者が収集目的のためにカードを保有するとか、それからカードの利用機会に比して贈答のために多く使用される場合とか、そういうような場合に生ずるわけでございます。そういう贈答などの目的による購入のウェイトが高いという意味ではテレホンカードなどは割合さういうケースに該当するかと思います。最近いろいろ発行されております多様なカードは、どちらかといへば利用者が御自分で利用されるために購入するものが多いであろうと思ひます。したがって、利用率は高くなり、退職金や運用益は比較的低いのが実情になるのではないかと予想をしております。

しかし、いずれにいたしましても、退職金や運用益が多額に見込まれます場合には、カード購入者が利用できる機会をふやすとか、ないしは適正なプレミアムその他による還元策を講ずるとかいうようなことで、それらの利益を消費者に還元していくことも必要とならうと思ひますので、この辺は、このプリペイドカード発行とそれから普及を考へる各企業がまず第一的には知恵を出していただくとおところはなにかと思つております。

○森田(景)委員 終わります。

○中西委員長 安倍雄雄君。

○安倍(憲)委員 技術的な問題ですから、前の方々がいろいろな話を聞かれたもので残っている分は少ないわけですが、一つ、ほかの国でこういう法制があるのかどうか、どうも聞いてみると余りないようでございますけれども、その辺をまづ御説明願ひたいと思ひます。

○土田政府委員 外国におけるプリペイドカードの状況につきまして、実は私も十分に調査ができたと思ひます。段階ではございませ

これまでのところの印象を申し上げますと、海外におけるプリペイドカード導入の事例は、公衆電話用の前払いカード、つまりテレホンカードの事例がほとんどであるように思います。導入の動機も、公衆電話における盗難の防止の見地から導入されたものが主であるように思います。私ども聞いております。その点、我が国のように、つり銭対策とか利便性の高いものとして民間でかなり多種多様な会社が発行し、ないしは発行専門会社もつくられる動きがあるというような事例は余り承知しておりません。

それから、これは今後どのように展開するかにもよることでございますが、我が国におけるテレホンカードはかなり贈答用として用いられているという感じもあるかと思えます。そのような贈答という習慣が余り外国にはないだろうというようなことから、例えば商品券のようなものも余り外国には存在いたしません。

それからまた、近時外国で導入されておりますプリペイドカードも、その使用は今申しましたようなテレホンカードを中心に一部の公共的な分野に限られていた状況でありましたために、これらについてまとまった規制が外国で設けられているということは聞き及んでおりません。

○安倍(基)委員 日本という国はどうかというところ、ちょっと問題があると政府がたなかれるものだから規制をするのです。ほかの国の場合には、むしろ消費者が、そもそもこのところが発行するのは安心だから受け取ってもいいということ、そうすぐ飛びつかないのです。

ある意味からいうと、どんなに使われるからという規制を設けるといふのもいいのですが、逆に、届け出をし、あるいは登録をした結果信用力を与えるというか、悪い男がいてばつと出してしまつて、大蔵省届け出済みとか登録済みという話で大いにそれが使われる、そして結果的に半分だけ供託してあととろんするという可能性もある。そのときに、これは役所が認可した、あるいは登録したということがあつて行政責任にかか

てくる。例えば棄などもそのために認可を非常に厳しくする。ちょっと問題が起ると、けしからぬではないか、認可不十分ではないか、こういう議論になつてくる。

だから、こういったことがどんどん進められたときに、万が一悪質な者がいて、供託してはどろんするということになつたときの国の行政責任がどうなるのだ。これは、そんなことはさせませんよ、そういうことでちゃんと監督しますよと言つても、届け出というものは簡単にできるわけですから、国が最終的に責任をかぶらなくては行けませんよという形になる可能性も十分ある、その辺についての見解はいかがでございますか。

○土田政府委員 今のお話は十分考えなければならぬ問題を含んでおられるわけですが、結局、しかるべき制度をつくらないということ、自己責任の原則に任せるか、それともある程度の金融システムに関する法令を設けて、その限りでその法令の運用の責任を行政当局に負わしめるかという両方の選択があると思ひます。

その点でございしますが、もちろん私も気がついていない部分もあるとは思ひますけれども、既にこれだけカード化の進展によりましてさまざまな主体がプリペイドカードを発行しているようになつてきておるといふことから考えますと、例えば悪質な発行者の参入を排除するといふようなことはやはり必要ではあるまいか、それからまた、消費者保護についてのシステムを整えておくといふことは、現に商品券につきましてそういう法律が昭和七年以来あるわけでございますが、その延長線上のものとして考えることが必要ではあるまいかといふような判断をしておるわけでございます。

そのような参入規制は、本来悪質な業者を排除する、ないしは予防するといふことを目的とするものでございしますが、その反射的な作用としまして、ただいま先生が御指摘になりましたような、そういう行政責任をしい込むことにならないかという御懸念もございしますことは承知をしております。

ます。もちろんその場合の責任というのは、法律のシステムを維持する、運営するといふ責任でありまして、具体的な金銭上のトラブルの解決にまづ、つまり私法上の権利関係にまで立ち入るような責任ではございせんが、それにしても、全体のシステムが法律の予定するような方法でスムーズに運用されておるかどうかというものをウオッチする責任はあるわけでございます。

それを懸念するといふか避けまして行政が何ら参入規制をしないで放置するといふことであります。仮に悪質な事件が不幸にして起こりましてから後追ひ的に対策を講じるのと比べてどちらがいかという問題も生じますので、この法案の措置が十分かどうかは議論の余地はあるかもしれせんけれども、これまで商品券取締法以来積み上げておられます法規制、及びカード化が進展しつつあるという現実を踏まえて、この法案では可能な限りの規制のシステムを考えたいわけでございます。

○安倍(基)委員 これは二つの見方がそれぞれ対立するのですけれども、商品券などの場合に、例えば伊勢丹の商品券だからあるいは三越の商品券だからといふことで一応受け取る、そういうことと、ある程度相手の信用をもつて受け取つていくわけですね。大体日本の場合には今まで金融機関といふのはつぶれたことはありませんから、アメリカあたりではばんばんつぶれるのですが、そういう金融商品的なものに対する信頼度があつて、カードの形で来ると何か安心感を持つてしまつていくわけですね。だからこの辺の社会的風土の差もあるのですけれども、本来欧米の社会にだつたら妙なカードを発行されたって信用しないといふか、よほど大きな企業とかなんとかでなければ信用しない、だからそれだけ発行もされていらないといふ要素があると思うので、この規制法はもう刃の剣の要素が若干あるな。

でございしますから、それは悪質な者がいて、届け出て、いわばオーソライズされたような格好でばんばん発行して最後どろんするということもある

り得ないではない。であるから、もしそうやつて規制をするなら相当きつとした規制でないといまづいのではないか、届け出ぐらいでいいのだからかといふ要素が、そうするとまた逆に強くなり過ぎてしまふので、非常にデリケートな範囲ですけれども、この辺についての考えがあるわけですから、せっかく既にできている法律にけちをつけつのもありませんけれども、その辺のいわば考え方というものをやはり持つていなければいけないのではないかと思います、いかがでございますか。

○土田政府委員 この法案で考えております規制の態様は、消費者保護、信用秩序維持を標榜しておるわけでございますが、その目的に照らして適当な水準であるかといふことについての御議論もそれはあらうかと思つております。

ただ、これにつきましては、従来からの商品券取締法に言うところの二分の一以上の供託という基本線、これを今改めなければならぬほどの現実の変化もないと考へましたのと、それから、むしろ従来の商品券取締法の不備を補う趣旨で登録、届け出というニューエントリーを把握できるような法律上のシステムを設け、その際に、殊に第三者発行型のものにつきましては比較的規制の重い登録制を導入するといふことによりまして、必要な場合に立入検査や業務改善命令を行ひ得るようによりの規定を整備しようといふこと、こと、その他、利用条件の券面表示とか帳簿作成、報告徴求などの規定を整備するといふことで、一応これまでの基本線を引き継ぎながら、いろいろな手続規定、権限規定の整備を試みたつもりでございます。

なお、届け出で中途半端ではないかというお考えもあらうかと思ひますが、この法案では、自家型発行型につきましては届け出をお願いするといふシステムをとつておりますが、本来、自家型といふのは自分たちの本業に付随してカードを発行するにすぎないような面もございしますので、その監督につきましては、主としてやはりそれぞれ

の業界を所管しておられる役所の方で気をつけて見ていただくということがある程度期待できると思うのでございます。

それに対して、この法律で割合嚴重な手続を設けておりますものは第二者型でございますが、これは資金決済機能を担うものでございますので、所管省庁の監督もあらうと思ひますが、資金決済に関するシステムという部分で、大蔵省所管の法律としてこの法律により必要な規定を整備しようと思つておるわけでございまして、特別この自家発行型について規制が緩過ぎるというふうにも私は考へておらない次第でございます。

○安倍(基)委員 大臣の御見解を聞いても似たような結論になると思ひますから、余りついてもあれですけれども、この話はやはり一つのフィロソフィーの問題で、これからそういう問題が起こつてきたときに、よく棄なんから、国が認可したじやないか、こういうことで責められる、この場合に、国がオーソライズしたじやないかという面の追及があり得ることを十分考へてもらわないと、逆に、奨励するといふ言ひ方は悪いけれども、それがどんどんやられると、本場に参入が一般化してしまふことがかえつて弊害を持つときもある、運用はよほど注意していただきたいと思うのでございます。

二番目に、私はN.T.T.の関係で使い残りほどのくらいあるかどうかという退蔵金の話を考へたのですけれども、それは既に前の委員の質問があつたから今さらあれですけれども、結局さつきの御答弁だと、期限後の換金性というが、期限が終わつてから本人が返してくれといふことを認めるかのとき話で、また、未使用分についてはしばらくたつたら益金に入れる、それはいいのですけれども、消費者保護の見地からいふと、例えば電話なんかたつたら使い残しはまたいつか使えますけれども、物によつては、本人もいいかげん嫌だ、期限内でも返してくれといふ場合もあり得ると思うのです。そういう、特に使い残りといふことを考えますと、換金がいつでもできるという

ような形になつてゐるのか、それはいけないのかどうか、いかがですか。

○土田政府委員 今の一般的なお話でございすか、それともN.T.T.……

○安倍(基)委員 さつき換金性の話が出て、こちらの森田委員に、換金性は認めてもいい、その場合に期限後の換金性という話をされましたが、期限前の換金性でもいいのでしようかね。いつでも換金できるのですか。

○有村説明員 テレホンカードについてお答え申し上げます……

○安倍(基)委員 テレホンじやなくて、これからのプリペイドカードの話です。

○土田政府委員 失礼しました。

先ほどもちよつと御議論があつたわけでございすか、先ほどの御議論は、カードに有効期限をつけるというところは適当ではないのではないかと、御趣旨のお話でございましたが、それにつきまして、現に有効期限があるものが存在するし、有効期限をつけざるを得ないような状況のもとでカードが発行されることもございすので、それはやはり有効期限があるもの、ないもの両様を考へていかなければならぬであらうという趣旨のことを御説明を申し上げたわけでございすか、その際に、使用期間経過後に使い残りがあつた場合にどうするか……

○安倍(基)委員 さつきは使用期間経過後の話を問題にしたのだけれども、使用期間前でも、お金を戻してください、商品券の場合にはとめてある場合がありますけれども、今度のカードは、いわばさつきの退蔵問題いろいろ考へたときに、いつでも換金できるというふうなこともいいのでしような。そこまでは縛つたりしてなくて、自由に任せているわけではしやうね。

○土田政府委員 失礼しました。

多少問題を広げまして、一般的な換金性についての御議論であるということで、それについて御説明を申し上げますと、プリペイドカードのそもそもの発行の目的は、消費者が代金を前払いして、

それによりましてカードによって物品・サービスの提供を受ける際に使用するのが目的でございすので、換金を主目的とするということではあり得ないと思つてございす。

したがらうと、理由のいかんを問わずに発行者が換金に際するといふような一般的な換金性を有するようないふプリペイドカードがもし発行されるような場合には、それは出資法などの法律に抵触するおそれがございます。しかしながら、一般的な換金性のもではない、本来の目的を逸脱しないという関係では、出資法等との関係の法律上の問題は生じないと思つております。

ところで、それならば具体的にどのような限度にまで換金性を認めてしかるべきかということでございますが、これは現に行われております実例に照らしましても、現金とお引かきかえはいたしませんとか、つり銭はお払いいたしませんとか、前払式証券について維多な態様がございす。プリペイドカードにつきましても、同じように、恐らく用途、機能、使用実態などは多様であらうと思われますので、どのような場合に換金に際するかが適当かといふことについて一律の基準をあらわすことは必ずしも適当ではないと考へております。これは基本的にはそれぞれの発行者の方々が、それぞれのカードの特質を踏まえて、それぞれの立場から合理的で明確な基準を示すことが望ましいものであり、その際の約款等について整備をする必要があれば、例えば前払式証券発行協会のような団体で検討されるのも適当ではないかと存じます。

○安倍(基)委員 いずれにいたしましても、退蔵問題も含めて、消費者保護の見地から、あれは前取りですとか、前取りで運用できる、使われないのがあればほとんど得をしようけれども、そこはプレミアムで相殺するのしようけれども、この間パチンコ問題が起つたのだけれども、N.T.T.と同じようにべらぼうに退蔵されたら、その分だけ金利をもうけてしまふじやないかという議論があり

ましたから、業者にとつてはいわば前受けですけれども、その利益は結構大きいものですから、この辺についての消費者の利益を考へていただきたいと思ひます。

この話は、今ですつと聞いておりましたら、大体議論が尽きたような感じもしますので、実はきのう私は質問時間が非常に短くて、共済の問題で大臣がべらべらと答弁した後そのまゝ引込んでしまつたもので、それについていささか補足的に聞きたい話がございます。

きのう私が提示した問題は、J.R.が随分もうけているじやないかといふことを言ひました。それに対して、通常の企業の負担率の一・七倍くらいだから、これ以上は負担させられないよといふ話でございしました。ただこの問題は、半ば破産同然になつた会社なわけですから、だから、いろいろなしつぱを引張つてゐるわけですから、それだけに私は、J.R.が十分収益を上げればそれなりに考へるべきじやないかといふ考へを持つてゐます。ただ、いろいろ聞いてみますと、減価償却が十分されてないままに利益計上されてゐるという要素もあるようです。

そこで一番問題は、きのうの答えで上場を急いでいると言わんばかりの話がありました。ところが、上場するといふても、これからどのくらい挽回するかといふ問題もあるし、減価償却もされてない、そういう形で過去のしつぱをしようとしたまゝ急いで上場する、それで若干みんなからお金を取るかもしれない。それは一種の粉飾決算みたいなものでありまして、N.T.T.の場合、一週売つた分がどんどん落ちちやつた、その後で分割論が出てなかなか上がらない。それと同じように、今のJ.R.の決算といふのは、聞いてみると減価償却も十分計上されてない、保有機械が何かが全部レントで取つちやつて、それはほとんど過去の債務に返しちやつた。そういうような状況で上場しても、何かこういつた年金問題もしつぱをしようといふ、粉飾決算による上場みたいな話になるので、上場をそう急ぐ必要はないじやないか、むしろそ

れよりは不動産をもつときちんきちんと売りなさいという問題が一つ大きくあるのではないかと。

それからもう一つは、整備新幹線で何千億使うわけですから、本来の会社であれば別ですが、そんな倒産会社に近いものであったのが急いで何でやるんだ、これはやはり政治的な問題じゃないか。要するにそういう過去のしつばを引きずったまま新しいものをとんだん始める、あるいはちよつと表面利益が上がったら上場する、そういう考え方はおかしいんじゃないか。

大臣が何か、今まで土地の利用について、時価で売れ、あるいは収益性をとんとんと高めろ、そういうことについての議論を余りしていませんかという、事実そうかもしれません。しかし、これはまじめに考えて、清算事業団の持っている土地などは、地方公共団体があが言ふんじやなくて、本当にもつと収益性を持たせなくちゃいけない、適正処分をしなくちゃいかぬ。その点でできないものだから、逆に株を売って、株でもって債務を消そう。その株を売ったのいろいろないわば利益とかなんとかいうのが全部粉飾決算みたいなものだ。というの、簡単に言えば、減価償却も十分計上していない、そういうことでして、つまりこれからの年金についてのいわばJR負担ということについて、どうもびしっとしていないところがあるんじゃないか。現に厚生年金はこれだけ、千数百億も持っていて大反対もある。

そういうことを考えますと、私は、きのうも話しましたように、年金受給者の努力あるいは組合員の自助努力というのに対して、どうも国の努力が、片っ方じや整備新幹線をやる、片っ方じや早く上場して債務を消そうとするけれども、その数字そのものは、よく聞いてみると減価償却もろくに計上していない、しかも後ろのしつばをしよったままだということで、私はその辺に疑問点があるんじゃないかな。

私はきのう、大臣から言われたまま、次の伊藤君の質問がありましたから時間を守ってやろうと

思つて座つたわけですが、釈然としない点があるので、この辺、ちよつと細かい話でございまずけれども、御答弁願いたいと思います。

○橋本國務大臣 予測しておりません昨日の御質問に継続しての——ただ、これはむしろ私は運輸大臣として国鉄改革関連各法の答弁に当たりました責任者でありますから、改めて申し上げたいと思います。

JR各社が過去の国鉄のいわば重荷の一部を背負いながら発足をしたことは事実であります。委員はお述べになりましたが、院の御意思もありまして、適正規模である要員数よりも二割余り余分の人員を各社に持たせてスタートをしたことも重荷の一つであります。そしてJR各社は、その意味におきまして過去の国鉄の重荷を部分的にせよ背負つておることは事実であります。しかし同時に、国鉄国会における各党の御議論を思い起こしていただきたいのであります。賛成のお立場の御議論、反対のお立場の御議論、それぞれにありました。JR各社が一日も早く本當の意味での民間会社としてみずからの足で歩き始めることを期待するという御意思においては、それぞれの委員の、また各党の御意見に変わりはなかつたとは私は理解をいたしております。

そうした中で、発足以来今日までJR各社は、むしろ私どもが当初予測をいたした以上の成績を上げながら努力をしております。そして、それぞれの各社がそれぞれの意思において関連事業を開発し、新たな営業努力を繰り返して、それぞれの企業がいわば一人前の民間企業として世間からお認めをいただける日を待つております。委員も御承知のとおりであります。そしてまた、清算事業団は、その職分として、旧国鉄から継承いたしました用地並びにJRの株式を一日も早く売却をすることにによりまして累積債務の返済に充てる責任を負つております。

そうした中で、今回の共済の御審議の中で御説明をいたしましたように、あえてJR各社に旧国鉄時代における保険料不足部分についての負担を

今回特別負担としてお願いをしたわけでありすが、通常の民間企業の負担する保険料の一・七倍程度にまでそれがかさんでおるといふことも事実でありまして、委員はそれ以上の負担を負わせて上場をおくらせてもいいというお考えのようでありすが、遺憾ながら私は、国鉄国会において御審議を受け、法律案を通過、成立せしめてきた責任者としては、当時の御議論を思い起こしまして賛成をすることはできません。

○安倍(基)委員 時間が来たようでございますけれども、一言。

私が言つていますのは、上場をおくらすというのは——本當の数字を計上して上場するならばよろしいですよ。しかし現在の利益というものは、減価償却費もろくに計上しない、一方においては整備新幹線で負担を負わせる、一方では年金のいろいろいわばしつばをしよっている、そういう形で上場してみたところで、N T Tの値崩れと同じように、かえつて投資家をだますことになる、粉飾決算になるんじゃないか。でありますから、上場を今急いでやるということ、そういうことが全部きれいなやつからじゃないとできないはずだ。

上場を早くしようということ、これは本當に一遍倒れて再出発した会社であればそれなりのおれがありましようけれども、現在のJRの場合にはいろいろなしつばがらみをしよつておつて、形式的に利益が上がっているだけだ。その利益も、よく聞いてみると減価償却費もろくにやつてない、一方においては整備新幹線の負担もかかってくる、年金の問題も解決していない、しかも千数百億の厚生年金からの援助をもらっている、そういう形で上場してみても、それを急ぐのはもつとそれがきれいになつてから上場すべきだ。ですから、単に形式的な形でもって上場を急ぐというのは、いわば粉飾決算の上場じゃないかというのが私の意見です。

○橋本國務大臣 委員の御質問の持ち時間を切れおるようでありますけれども、あえてこの時間

だけはお許しをいただきたいと思ひます。

今、委員は粉飾決算という言葉をお使いになりました。しかし、JR各社は、国会において審議され、通過、成立をした法律によつて設立され、ルールに基づいた決算を行つております。そして、それぞれの各社承継いたしました資産によりまして、償却資産を多く受けております。あるいは償却資産を少ししか引き継いでおらない社、それぞれの内容に差異があることは事実であります。また一方で、国民の世論にこたえながら整備新幹線についての議論もございまずけれども、それにつきましてJR各社は、みずからの経営を侵さない、経営が不安定にならない範囲でこれについての意見を述べておるわけでありまして、あえて粉飾決算と言われるお言葉には私は承服はできません。そして私は、これから先JR各社がみずからの足で正々堂々と民間企業として国民の前に立てる日一日も早いことを心から願つております。

○安倍(基)委員 時間はないんですけれども、粉飾決算という言葉がちよつと言ひ過ぎかもしれないけれども……

○中西委員 安倍君、時間が過ぎておりますから。

○安倍(基)委員 簡単にちよつと言ひます。要するにそういうことがきれいな形にならない形で上場するのは危険ですよということを言つております。

もう大分延びてしまつてあれでございますけれども、今の質問は、運輸省には出るように言つておりましたから、きのうの継続でございまずので、ちよつと延ばしちやつてどうも済みません。

○中西委員 正森成二君。

○正森委員 中村委員初め同僚委員が、重要な問題について、あらかじめ私が質問通告した点について大分お聞きになりましたので、時間も過ぎておりますし、できるだけ簡潔に申し上げたいと思ひます。

郵政省から答弁がありました。私は後ろで

ちょっと聞かえにくかったのですが、テレホンカードですね、何か七億幾らと言われて、それから、今未使用の分が二億幾らと言われたが、金額も含めてちゃんと正確に言ってくれたい。

○有村説明員 NTTのテレホンカードでございませうけれども、これは昭和五十七年から発行しておりますが、最近非常にふえておるわけでございませうが、最近の、六十三年度の発行枚数は約二億五千六百万枚、トータルいたしますと七億五百万枚というふうになっております。

それで、この売上額とその年度使用額に差額が各年度生ずるわけでございませうけれども、それが未使用の額でございませうが、これは、民営化の六十年度以降発生しておりますけれども、それを六十年度以降累計をいたしますと約二千五百億というふうになっております。

○正森委員 未使用額の累計が二千五百億になっているというところで、ニューファイナンスの八九年七月号に、大蔵省の銀行局調査課長中井さんが、ここにも来ておられるかな、論文を書いておられます。

それを見ますと、大体実際に使われてしまっているのは半分くらいじゃないかという説が書いてありまして、それで、NTTと発行者側の利益というのは資金繰りへの寄与、運用益とも言ってもいいのですが、それと退職金であるということ、別の調査を見ますと、仮に二千億というのを特定金銭運用を信託でやりますと百四十億圓くらい年間利益が出るというように言われております。その上に、それは全部使われるとしても運用益があるの、退職金がある。中井さんはこの退職金というの、一種の創業者利得みたいなものだと言っておられるのですけれども、そういう御見解ですか。

○土田政府委員 私はただいまのお示しものを、読んでおりませんので大変恐縮でございませうが、この退職金というのは、これまでNTTや何かの場合につきましては、いわば贈答用とか、それから中にはカードを収集するという目的を持ってテ

レホンカードを入手される方もあらうと思えます。そのような方が割合多かったというふうなことであれば、例えばその結果として退職金がふえてくるというところはあらうかと思うのでございませう。そのようないわばコレクションになじむようなものを、おつくりになっておるという意味では、確かに若干創業アイデア賞というか、創業益みたいなところは、ないではありませんが、ただし、最近実用向きに発行されておりますカードを見ますと、それはやはり利用者が御自分で利用するために購入するものが多いようでございませうので、利用率は高く、したがって退職金は比較的低いのが実情であらうかと思えます。

その点、NTTの場合とその他の企業の場合でどのように事情が違ふかというの、まだデータの積み上げも十分でございませうので的確な御説明ができる段階ではございませう。その点はお許しいただきたいと存じます。

○正森委員 私は、創業者利得などというふうなことだわつてもいいとは思いませんけれども、ともかくもつかっていることは事実だ、それに対する消費者あるいは利用者に対する還元、例えば千円のテレホンカードなら百五度ですか、五割利益還元がございませうけれども、五百円のものについては全然ないというふうな点とか、あるいは今度、度数のものにも消費者保護等のために供託が行われますけれども、千円以下については供託しない、それ以上についても三年間逐次五〇％にすればいいというふうなことになるのはいいさかNTTに対する優遇であつて、一説によると郵政省に銀行局が押し切られたというふうな説もありませうが、いかがですか。

○土田政府委員 今度の法改正は、基本的には、商品券取締法の規定によりまして供託の対象が金額表示のものに限られていた点を改めまして、物品表示なり点数表示なりのものにつきましても供託の対象とする、その限りでは供託義務を定めるということが一つの中心でございませう。

そこで、その結果、従来、例えばテレホンカード

のように、これはどちらかといえば点数表示でございまして、商品券取締法に言う供託義務の対象外であつたものを、新しく供託をお願いするといふようなものが幾つかございませう。ただしそれは、テレホンカードが一番大きいかもしれないが、そのほかにもビール券とか米券とかいろいろなものがある、世の中にございまして、そのようなものを一般的に横並びをとりつつ対策を考えたいのでございませう。

そこで、そのときにこれらのものにつきましてもどう考えたかというところでございませうが、比較的少額のものについては長年にわたつてこれまで供託義務の対象外とされてきたところでもありますし、その間、特別これまで大きな問題も生じていなかったというところも考えまして、現実の経済的負担を伴う供託義務の適用を当面緩和することが適当と考えたのでございませう。ただし、もちろん一定の比較的高額のものについては、今後、前払式証券は次第に高額化するでありまして、万

一の場合の被害が大きくなる可能性もございませうので供託義務を課する、この点はテレホンカードその他全くの例外なく一律にお願いをしておるわけでございませう。

それから、激変緩和という趣旨で三年間の経過措置を設けておりますが、これにつきましても当初からいろいろ考へておつたところでございまして、現実の供託義務、これまででなかったものが新たに供託義務を負うというものに対する措置としては妥当なものと考えております。

○正森委員 千円以下の供託不要の「当分の間」という当分の間は、「当分の間」ということで何十年も続くという法律もございませうので、おおよそのめどがわかりましたらお答えください。

○土田政府委員 具体的な期間を数字的な表現で申し上げることは差し控えたいと存じますが、やはりこのプリペイドカードを含む前払式証券がどの程度の展開を見せるか、どの程度の流通の実態があるか、それからさらに、これは技術面の改良、それから汎用性の拡大のいかんによつては非常に

額面の高い低いにも影響してまいります。そのようなシステム面及び技術面での今後の発展の動向が大体見通せる段階になりましたら、またこの法律のシステム全体について見直す機会もあらうと思つてございませう。そのときに今の御指摘の問題についても恐らく見直す機会を持つこととなると思つております。

○正森委員 次に、前受け金の保全措置について申し上げたいと思ひますが、カード発行者等が倒産等になりましたときに、カードを買つて利用する消費者とそれからサービス等の給付者とが競合することになるのです。そのときに、むしろサービス・商品等の給付者というのは消費者に対してカード発行者と共同して責任を負うべきであつて、消費者と競合して債権の保全をするという立場に立つべきではない、したがって、消費者の弁済権を保護するということを優先すべきだと私は考えておりますが、大蔵省当局としてはどのようにお考えですか。

○土田政府委員 このカードの発行会社、これが一つの主体であり、それから消費者、これが第二の主体であり、それからこの物品・サービスの提供者、これが第三の主体であります。この三角関係からいけば第三者の発行が行われるわけでございませうが、このカード発行者と物品・サービスの提供者が異なるいわば第三者発行型の場合には、今度の法案で登録制を導入することによつて参入規制を加重し、信用力のある者が発行を行うように、第一次的にはこの発行者について規制をかけております。

それについてさらに商品・サービスの提供者にも共同責任を負わせるというところは、いわば法律的な議論として一律に強制することは困難であらうかと思ひます。それはまた通常の商取引の実態から見てもや行き過ぎであるという議論もあらうかと思ひます。ただし、具体的なプロジェクトを幾つか聞きますと、そういう共同責任のような方法によつて信用力を増すということにより、消費者のニーズにこたへ、またカードの発行の普及

促進を図るというものを検討している発行会社があるということも聞いておりますので、その辺は発行会社を中心とする関係者の今後の研究にまつというところではないかと思っております。

○正森委員 次に、前受け金の運用ですけれども、日弁連などが研究しております。その関係弁護士などの御意見によりますと、この運用については投機性の高い運用というのは規制すべきではないかという意見がありますが、実際上としては金に色はついておりませんのでなかなか難しいことであろうと思いますが、こういうような関係法曹の御意見について御検討しておられますか。もしそうだったらお答え下さい。

○土田政府委員 ただいまの法曹界の御指摘でございますが、カードの発行に伴う預かり金の保全につきまして、支払い準備という観点を考えておかなければいかぬという点はまことにおっしゃる通りでございます。ただ、投機性が高いかどうかというところまでは余り考えてはおらないのでございますが、いずれにせよ、消費者保護の観点から支払い準備は重要であり、この法律ではシステムとして二分の一の供託義務を課しているところでございます。

それによつて二分の一の方は確保されたという感じでございますが、残りの二分の一、残余の預かり金についても、それは安全かつ流動的な手段によつて運用されることが望ましいものでございます。ただし、これを例えば区分経理を義務づけたり法律で一律の運用規制を設けるといふことは、これは現在の商品券取締法に言う前受け金保全措置でもとられておりませんし、それをこの際加重する特段の理由もないのではないかと、また、他の類似の消費者保護立法においてもそのような制限は余りとられておらないようでありまして、現段階ではそこまでの必要はないと考えております。

○正森委員 券面額の上制限については何か考えておられますか。関係者の間では、現在の紙幣の最高額程度にとどめるべきだとか、商品券との

関係があるのでそれはどうするかとか、いろいろな意見が出ています。大蔵省でお考えがありましたらお答えください。余りにも多額にするというところは問題があると思います。

○土田政府委員 この券面額の最高限度の問題でございますが、これは多少一般論的になりますけれども、高額な証券になりますと、それだけ偽造、変造の誘惑を招くという感じはあるかと思うわけでございます。また、紛失や盗難に遭った場合に利用者の被害が大きくなるということもございまして、そこで、そのような問題は、これは発行側が自分たちの技術水準の向上によつて、例えばIC、集積回路を組み込んだようなカードを導入するとか、本人確認機能を組み込むとか、いろいろな仕掛けを考えているようでございます。それによつて安全性を確保しようとなさるわけでござい

ますが、これはまたコストアップを招くという問題が生じます。そのようなことでございまして、最高券面額を幾らにするかということとは、今申しましたような諸情勢をまず発行側の方々が十分慎重に考えて決断されるべき問題であると思っております。

何分にも、商品券それからプリペイドカード全般を通じて対象となります物品や役務の種類は極めて雑多でありまして、これについて法律で一律の最高券面額を法定化することは適当ではないと考えております。

ただ、これはこの法案の一つのねらいといたしまして、届け出ないしは登録の制度を設けることにより、さらに報告によりましてプリペイドカード等の発行者の状況、それからどのような額面のカードを発行しているかをフォローできるようにシステムを整備したいと考えておりますので、そのような手段を通じて証券金額などの種類を我々としても把握し得るわけでございますから、今後仮に特に問題のある発行者が出現した場合に、関係各省の方々と御相談の上、その内容に適切な措置を考えてまいりたいと思っております。

○正森委員 これで終わりますけれども、ここにプリペイドカードを幾つか持っていました。私の財布の中に入っておったのですが、それを見ておきますと、日本共産党中央委員会発行のランチカードもあるのです。これは私が使ったものです。こういうものも出ておるのです。

そこで、こういうものにもこの法律の規制があつては悪いので念のために伺つておきますが、本法三条の三号によりまして、専ら発行者の従業員に対して発行される自家発行型前払式証券その他これに類するものとして政令で定める前払式証券は本法の適用除外になっておりますけれども、さしずめこれは除外になるわけですね。

○土田政府委員 ただいま遠くからカードを拝見したばかりでありまして、発行の状況、それから使用する資格のある者がどういふ方々であるかをもう少し伺つた上で、具体的に意見を申し述べさせていただきます。

○正森委員 半分冗談ですけれども、これは私も本部の食堂で食べる場合だけ使用するものですか、まさに三条の三号に該当するものだと思います。独断ですが、該当するかどうかという確信を表明して、質問を終わります。

○中西委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中西委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

前払式証券の規制等に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

前払式証券の規制等に関する法律案
前払式証券の規制等に関する法律
商品券取締法（昭和七年法律第二十八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 自家発行型前払式証券の発行の届出等（第四条—第五条）

第三章 第三者型発行者の登録（第六条—第十条）

第四章 表示事項及び発行保証金の供託等（第十二条—第十五条）

第五章 監督（第十六条—第二十二条）

第六章 前払式証券発行協会（第二十三条—第二十六条）

第七章 雑則（第二十七条—第三十条）

第八章 罰則（第三十一条—第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、前払式証券の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券に係る信用の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「前払式証券」とは、次

に掲げる証券その他の物（乗車券、入場券その他の政令で定めるもの及びその発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く。）をいう。

一 証券その他の物（以下この項において「証券」という。）に記載され又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録されている金額（金額を度その他の単位により換算して表示しているものと認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に應ずる対価を得て発行される証券等（電磁的方法により証券等に記録される金額に應ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、当該証券等の発行者又は当該発行者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるもの

二 証券等に記載され又は電磁的方法により記録されている物品又は役務の数量に應ずる対価を得て発行される証券等（電磁的方法により証券等に記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2 この法律において「基準日未使用残高」とは、前払式証券の発行者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下これらの日を「基準日」という。）までに発行したすべての前払式証券の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式証券の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として大蔵省令で定めるところにより算出した額をいう。

一 前項第一号の前払式証券 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額

二 前項第二号の前払式証券 当該基準日において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を大蔵省令で定めるところにより金銭に換算した金額

3 この法律において「証券金額等」とは、第一項第一号の前払式証券にあつてはその発行時にいて代価の弁済に充てることができる金額をいう。同項第二号の前払式証券にあつてはその発行時にいて給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。

4 この法律において「自家発行型前払式証券」とは、前払式証券の発行者（当該発行者と政令で定める密接な関係を有する者を含む。以下この項において同じ。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるものとされている前払式証券及び発行者に対してのみ、提示、交付その他の方法により、物品の給付又は役務の提供を請求することができるものとされている前払式証券をいう。

5 この法律において「第三者発行型前払式証券」とは、自家発行型前払式証券以外の前払式証券をいう。

6 この法律において「自家型発行者」とは、自家発行型前払式証券のみの発行者（その発行者から営業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含む。その発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高があるものに限る。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。）又は個人をいう。

7 この法律において「第三者型発行者」とは、第六條の登録を受けて第三者発行型前払式証券の発行の業務を行う法人をいう。

8 この法律において「基準期間」とは、基準日の

翌日から次の基準日までの期間をいう。

（適用除外）

第三條 この法律は、次に掲げる前払式証券について、適用しない。

一 国又は地方公共団体（次号において「国等」という。）が発行する前払式証券

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人（これらの法人のうち、その資本又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずる法人で政令で定めるものに限る。）が発行する前払式証券

三 専ら発行者の従業員に対して発行される自家発行型前払式証券（専ら当該従業員が使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして政令で定める前払式証券

四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式証券として政令で定めるもの

五 その使用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式証券

第二章 自家発行型前払式証券の発行の届出等

（自家発行型前払式証券の発行の届出）

第四條 自家型発行者は、基準日においてその発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に政令で定める額（第十三條第一項及び第十六條において「届出基準額」という。）を超えることとなつたときは、当該基準日の翌日から二月を経過する日（第十二條において「届出期限」という。）までに、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

自家発行型前払式証券の発行を廃止した後再び

その発行を開始したときも、同様とする。

一 氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団等を含む。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名

二 発行する自家発行型前払式証券の証券金額等の種類

三 当該基準日における基準日未使用残高

四 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の届出をした自家型発行者（次条及び第十六條において「届出自家型発行者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（届出自家型発行者の地位の承継等）

第五條 届出自家型発行者が自家発行型前払式証券の発行に係る営業の全部を譲渡したとき、又は届出自家型発行者について合併若しくは相続があつたときは、当該営業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該自家発行型前払式証券の発行に係る営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）は、その届出自家型発行者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出自家型発行者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 届出自家型発行者は、自家発行型前払式証券の発行を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4 届出自家型発行者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

5 届出自家型発行者たる人格のない社団等が消滅したときは、その代表者又は管理人であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第三章 第三者型発行者の登録

(登録)

第六条 第三者型発行者前払式証券の発行の業務は、大蔵大臣の登録を受けた法人でなければ、行つてはならない。

(登録の申請)

第七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書で大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
 - 二 資本又は出資の額
 - 三 役員の名及び住所
 - 四 発行する前払式証券の証券金額等の種類
 - 五 その他大蔵省令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、第九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第八条 大蔵大臣は、第六条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 四 大蔵大臣は、第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第九条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法人でない者
- 二 他の第三者型発行者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は

他の第三者型発行者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

三 第二十条第一項の規定により第六条の登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

- イ 禁治産者又は準禁治産者
- ロ 破産者で復権を得ないもの
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ニ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 第三者型発行者が第二十条第一項の規定により第六条の登録を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該第三者型発行者の役員であつた者で、当該取消の日から三年を経過しないもの

六 第三者型発行者前払式証券の発行の業務を適確に遂行するに足る財産的基礎を有しない法人

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(第三者型発行者の地位の承継等)

第十条 第三者型発行者が第三者型発行者前払式証券の発行に係る営業の全部を譲渡したとき、又は第三者型発行者について合併があつたときは、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その第三者型発行者の地位を承継する。ただし、当該営業の全部を譲り受けた法人又は

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が前条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第五条第二項から第四項までの規定は、第三者型発行者について準用する。この場合において、同条第三項中「自家発行型前払式証券」とあるのは、「第三者型発行者前払式証券」と読み替へるものとする。

3 第三者型発行者が合併以外の事由により解散したとき、又は第三者型発行者前払式証券の発行を廃止したときは、当該第三者型発行者の第六条の登録は、その効力を失う。

(変更の届出)

第十一条 第三者型発行者は、第七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。

第四章 表示事項及び発行保証金の供託等

(前払式証券の表示事項)

第十二条 自家型発行者及び第三者型発行者(以下「自家型発行者等」という。)は、その発行する前払式証券(自家型発行者にあっては、届出期限後に発行するものに限る。)に、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
 - 二 住所又は当該前払式証券の発行に係る営業所若しくは事務所の所在地
 - 三 当該前払式証券の証券金額等
 - 四 当該前払式証券を使用することのできる期間又は期限
 - 五 その他大蔵省令で定める事項
- (発行保証金の供託等)
- 第十三条 自家型発行者等は、基準日において、その発行した前払式証券の基準日未使用残高(次条第一項の権利の実行の手続が終了した日

以後の基準日においては、同条第二項の公示に係る前払式証券がないものとみなして第二項第二項の規定により算出した額。以下この項及び第六項において同じ。)が届出基準額を超える額で政令で定める額を超えるときは、当該基準日未使用残高の二分の一以上の額に相当する額の発行保証金を当該基準日の翌日から二月以内に主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の発行保証金につき供託をすべき自家型発行者等は、政令で定めるところにより、当該自家型発行者等のために所要の発行保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてい金額(以下この条において「契約金額」という。)につき、同項の発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

3 第一項の発行保証金につき供託(前項の契約の締結を含む。以下この項及び第五項並びに第三十三条第二号において同じ。)をした自家型発行者等は、基準日ごとに、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、当該基準日に係る発行保証金の供託につき、大蔵大臣に届け出なければならない。

4 大蔵大臣は、前払式証券の購入者等の利益の保護のため必要があるときは、第二項の契約を締結した自家型発行者等又はその契約の相手方に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 第一項又は前項の規定により発行保証金につき供託をした自家型発行者等は、次条第一項の権利の実行の手続の終了その他の事実の発生により、発行保証金の額(契約金額を含む。次項において同じ。)がその事実が発生した日の直前の基準日における基準日未使用残高(同条第一項の権利の実行の手続が終了した日の直前の基

準日にあつては、同条第二項の公示に係る前払式証券がないものとみなして第二項第二項の規定により算出した額)の二分の一に相当する額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定めるところによりその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

6 第一項又は前二項の規定により供託した発行保証金は、基準日において基準日未使用残高が第一項の政令で定める額以下となつたとき、又は基準日において発行保証金の額が基準日未使用残高の二分の一に相当する額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

7 第一項又は第五項の規定により供託する発行保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

8 前各項に規定するもののほか、自家型発行者等の主たる営業所又は事務所の所在地の変更に伴う発行保証金の保管替えその他発行保証金に關し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

(発行保証金の還付)
第十四条 前払式証券の所有者は、前払式証券に係る債権に關し、当該前払式証券を発行した自家型発行者等に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 大蔵大臣は、前項の権利の実行の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があるとして認めるときは、当該権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に大蔵大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(名義貸しの禁止)
第十五条 第三者型発行者は、自己の名義をもつて、他人に第三者型発行前払式証券の発行の業務を行わせてはならない。

第五章 監督
(前払式証券の発行の業務に關する帳簿書類)
第十六条 届出自家型発行者(第五条第三項の届出をした者で、その発行した自家発行前払式証券の基準日未使用残高が届出基準額を超えるものを含む。)及び第三者型発行者(次条及び第十八条において「届出自家型発行者等」という。)は、大蔵省令で定めるところにより、その前払式証券の発行の業務に關する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)
第十七条 届出自家型発行者等は、基準日ごとに、当該基準日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した前払式証券の発行の業務に關する報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 当該基準日を含む基準期間において発行した前払式証券の発行額として大蔵省令で定めるところにより算出した額
二 当該基準日における基準日未使用残高
三 その他大蔵省令で定める事項
2 前項の報告書には、大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。
(立入検査等)
第十八条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、届出自家型発行者等に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、第三者型発行者の営業所若しくは事務所立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)
第十九条 大蔵大臣は、第三者型発行者の前払式証券の発行に係る業務の運営に關し、前払式証券の購入者等の利益を害する事実があると認めるときは、購入者等の利益の保護のため必要と認めるときは、当該第三者型発行者に対し、当該業務の方法の変更その他当該業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該第三者型発行者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(登録の取消し等)
第二十条 大蔵大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者型発行前払式証券の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九条第一項第二号又は第五号に該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第六条の登録を受けたとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 大蔵大臣は、第三者型発行者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員の前所在を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該第三者型発行者から申出がないときは、当該第三者型発行者の第六条の登録を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(登録の抹消)
第二十一条 大蔵大臣は、第十条第三項の規定により第六条の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第六条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分)の公告
第二十二条 大蔵大臣は、第二十条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六章 前払式証券発行協会
(前払式証券発行協会)
第二十三条 自家型発行者等は、前払式証券の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資することを目的として、その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人(以下この章において「協会」という。)は、会員の名簿を公衆の縦覧に供ししなければならない。
(名称の使用制限)
第二十四条 協会でない者は、その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いてはならない。
2 協会に加入していない者は、その名称中に前払式証券発行協会会員という文字を用いてはならない。
(協会の業務)
第二十五条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
一 前払式証券の発行に係る業務を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
二 会員の行う前払式証券の発行に係る業務に關し、契約の内容の適正化その他前払式証券の購入者等の利益の保護を図るため必要な指

導、勧告その他の業務

三 会員の行う前払式証券の発行に係る業務に對する前払式証券の購入者等からの苦情の解決

四 前払式証券の購入者等に対する広報その他の協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

第二十六條 協会は、前払式証券の購入者等から会員の行う前払式証券の発行に係る業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に對しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第七章 雜則

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第二十七條 第三者型発行者について、第十条第三項の規定により第六条の登録が効力を失つたとき、又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により第六条の登録が取り消されたときは、当該第三者型発行者であつた者又はその一般承継人は、当該第三者型発行者が発行した第三者型発行情形前払式証券に係る債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお第三者型発行者とみなす。

(権限の委任)

第二十八條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(大蔵省令への委任)

第二十九條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(経過措置)

第三十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の登録を受けずに第三者型発行情形前払式証券の発行の業務を行つた者

二 不正の手段により第六条の登録を受けた者

第三十二條 第二十条第一項の規定による発行の業務の停止の命令に違反して、他人に第三者型発行情形前払式証券の発行の業務を行つた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項又は第五項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

三 第十三条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十条第二項において準用する第五条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十二条の規定に違反して、同条各号に掲げる事項の表示をせず、又は虚偽の表示をして前払式証券を発行した者

四 第十六条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

五 第十七条第一項の報告書若しくは同条第二項の書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出した者

六 第十八条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第十九条第一項の規定による命令に違反した者

八 第二十四条第二項の規定に違反して、その名称中に前払式証券発行協会会員という文字を用いた者

第三十五條 第四条第二項又は第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 法人(人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人にも對して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項において準用する第五条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第二十三条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項から第五項まで又は第十三条第三項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第二十三条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項から第五項まで又は第十三条第三項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して、その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に前払式証券の発行を廃止した者(その者から営業の全部を譲り受けた者及びその者の一般承継人を含む。この法律の施行の際現にその発行を行つてゐる者を除く。)である法人(人格のない社団等を含む。)又は個人(以下この条において「発行廃止者」という。)が発行した前払式証券については、この法律は、適用しない。ただし、当該発行廃止者が施行日以後再び前払式証券の発行を開始したときは、その発行を開始した日以後においては、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、発行廃止者が発行した前払式証券のうち、改正前の商品券取締法(以下「旧法」という。)第三条に規定する商品券に該当するものについては、改正後の前払式証券の規制等に関する法律(以下「新法」という。)第十三条及び第十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、これらの規定中「自家型発行者等」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する発行廃止者」とする。

第三条 この法律の施行の際現に自家発行型前払式証券のみの発行を行っている者（人格のない社団等を含む。）に対する新法第四條第一項の規定の適用については、同項中「その発行を開始してから」とあるのは、「この法律の施行の日以後において」とする。

第四條 この法律の施行の際現に第三者発行型前払式証券の発行の業務を行っている者（人格のない社団等を含む。）次条第一項において同じ。）は、施行日から六月間（当該期間内に新法第九條第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新法第二十条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新法第六條の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き第三者発行型前払式証券の発行の業務を行うことができる場合において、その者を第三者型発行者とみなして、新法第十條第一項本文、第十二條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十條第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第二十七條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第十條第一項本文中「合併があったとき」とあるのは、「合併若しくは相続があったとき」と、「合併により設立された法人」とあるのは、「合併により設立された法人若しくは相続人」と、新法第二十條第一項中「第六條の登録を取り消し」とあるのは、「第三者発行型前払式証券の発行の業務の廃止を命じ」と、「第九條第一項第二号又は第五号」とあるのは、「その者が法人又は人格のない社団等であるときは、その役員又は代表者若しくは管理人」が第九條第一項第五号イか

らホまでのいずれか」と、新法第二十七條中「第十條第三項の規定により第六條の登録が効力を失ったとき、又は第二十條第一項若しくは第二項の規定により第六條の登録が取り消されたときは」とあるのは、「この法律の施行の日から六月を経過したとき、第九條第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、第三者発行型前払式証券の発行の業務を廃止したとき、合併以外の事由による解散があったとき、又は附則第四條第二項の規定により読み替えて適用される第二十條第一項の規定による第三者発行型前払式証券の発行の業務の廃止の命令に違反して」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される新法第二十條第一項の規定により第三者発行型前払式証券の発行の業務の廃止を命じられた場合において、当該新法第九條第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者及びその者の役員又は代表者若しくは管理人を新法第二十條第一項の規定により新法第六條の登録を取り消された法人及びその役員と、当該廃止を命じられた日を新法第二十條第一項の規定による新法第六條の登録の取消の日とみなす。

第五條 施行日から六月を経過する日において前条第一項の規定の適用を受けて第三者発行型前払式証券の発行の業務を行っている者で、施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高が政令で定める額以下のものは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に、施行日から六月を経過した日以後施行日から三年を経過する日までの間（当該期間内に新法第九條第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第四項の規定により読み替えて適用される新法第二十條第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分があつ

た日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新法第六條の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。

一 法人でないこと。

二 この法律の公布の日以前から引き続き第三者発行型前払式証券の発行の業務を行っていること。

三 施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間における新法第十七條第一項第一号に掲げる額が政令で定める額を超えないこと。

2 前項の規定の適用を受けて第三者発行型前払式証券の発行の業務を行う者は、施行日から六月を経過した日から二月以内に、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 氏名、商号又は名称及び住所並びに人格のない社団等にあつては、その代表者又は管理人の氏名

二 発行する前払式証券の証券金額等の種類

三 施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高

四 その他大蔵省令で定める事項

3 第一項の規定により引き続き第三者発行型前払式証券の発行の業務を行う場合においては、前項の届出を新法第四條第一項の届出と、前項の届出をした者を同条第二項の届出自家型発行者とみなして、同項、新法第五條第一項から第三項まで及び第五項、第三十三條第一号、第三十五條、第三十六條並びに第三十八條第一号の規定を適用する。この場合において、新法第五條第一項中「自家発行型前払式証券」とあるのは「第三者発行型前払式証券」と、「合併若しくは相続」とあるのは「相続」と、「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは相続人」とあるのは「相続人」と、同条第三項中「自家発行型前払式証券」とあるのは「第三者発行型前払式証券」とする。

4 第一項の規定により引き続き第三者発行型前

払式証券の発行の業務を行うことができる場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、新法第十二條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十條第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第二十七條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第二十條第一項中「第六條の登録を取り消し」とあるのは「第三者発行型前払式証券の発行の業務の廃止を命じ」と、「第九條第一項第二号又は第五号」とあるのは「その者が人格のない社団等であるときは、その代表者又は管理人」が第九條第一項第五号イからホまでのいずれか」と、新法第二十條第一項中「第十條第三項の規定により第六條の登録が効力を失ったとき、又は第二十條第一項若しくは第二項の規定により第六條の登録が取り消されたときは」とあるのは「この法律の施行の日から三年を経過したとき、第九條第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、第三者発行型前払式証券の発行の業務を廃止したとき、又は附則第五條第四項の規定により読み替えて適用される第二十條第一項の規定による第三者発行型前払式証券の発行の業務の廃止の命令に違反して」とする。

5 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される新法第二十條第一項の規定により第三者発行型前払式証券の発行の業務の廃止を命じられた場合について準用する。

第六條 新法第十二條の規定は、施行日以後発行する前払式証券について適用する。

第七條 新法第十三條及び第十四條の規定は、施行日以後最初に到来する基準日から適用し、当該基準日前における旧法第三條に規定する商品券に係る供託及び当該商品券の所有者の権利の

る理由である。

実行については、なお従前の例による。

2 旧法第一条(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により供託した供託物は、新法第十三条第一項の規定により供託した発行保証金とみなす。

3 次に掲げる要件のすべてに該当する前払式証券については、当分の間、新法第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。
一 旧法第三条に規定する商品券に該当しないこと。
二 その証券金額等を大蔵省令で定めるところ

により金銭に換算した金額が政令で定める額以下であること。
4 この法律の施行の際現に旧法第三条に規定する商品券以外の前払式証券の発行の業務を行っている者(人格のない社団等を含む。)が発行した当該前払式証券(前項の規定の適用があるものを除く。)に係る新法第十三条の規定の適用については、同条第一項及び第五項中「二分の一」とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

施行日から一年以内に到来する基準日	六分の一
施行日から一年を経過した後施行日から二年以内に到来する基準日	六分の一

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十四号の四の次に次の一号を加える。

二十四の五 前払式証券の第三者型発行者の登録

前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第六号(登録)の第三者型発行者の登録	号)	登録件数
		一件につき十五万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第十一條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十六号を次のように改める。

八十六 削除

第四條第九十七号の七の次に次の一号を加える。

九十七の八 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第 号)の適用を受ける前払式証券の規制に関する事。
第五條第三十五号の四の次に次の一号を加える。

三十五の五 前払式証券の規制等に関する法律の規定に基づき、前払式証券の発行者に対して登録その他の必要な規制を行うこと。

理由

最近における前払式証券の発行の状況にかんがみ、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券に係る信用の維持に資するため、前払式証券の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出す